

文教福祉常任委員会会議録

〔令和 6 年 3 月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和6年3月7日(木) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
9:00	議 案 第12号	阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について	文化財課	3
	議 案 第26号	令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について	学校教育課	6
	議 案 第9号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	保育児童課	10
	議 案 第10号	筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	高齢者支援課	14
	議 案 第11号	筑紫野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	高齢者支援課	19
	議 案 第17号	令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	高齢者支援課	26
	議 案 第27号	令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算について	高齢者支援課	28
	所管事務 報 告	筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について	高齢者支援課	38
	所管事務 報 告	「保育所等運営事業者の選定状況について」	保育児童課	48
	所管事務 報 告	「第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」の策定について	生活福祉課	50
	陳 情 第3号	手話言語条例の制定に関する陳情	生活福祉課	58
	所管事務 報 告	「第3次健康ちくしの21」計画の策定について	健康推進課	63
	所管事務 報 告	令和5年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告について	子育て支援課	69
	所管事務 報 告	子ども・子育て支援事業計画について	子育て支援課	71
	所管事務 報 告	令和6年度新規事業(多胎妊婦健康診査費用助成事業)について	子育て支援課	73

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和6年3月7日(木) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
	陳 情 第2号	英語の学力改善に向けての陳情	学校教育課	74
	所管事務 調 査	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、公費で算数ボックスを購入し、児童に貸与するものについて	学校教育課	80
	所管事務 調 査	児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について	学校教育課	82
	所管事務 報 告	令和5年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告について	生涯学習課	83
	所管事務 報 告	令和5年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告について	文化・スポーツ 振興課	86
	所管事務 調 査	共同調理場の施設整備について	学校給食課	94
	所管事務 報 告	二日市小学校の校舎等整備について	教育政策課	97
	所管事務 報 告	二日市東小学校の校舎等整備について	教育政策課	100

令和6年第2回（3月）筑紫野市議会定例会
文教福祉常任委員会

○日 時

令和6年3月7日（木）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長 西村和子
委員 原口政信
委員 檜木孝一
委員 春口茜

副委員長 坂口勝彦
委員 古賀新悟
委員 吉村陽一

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（9名）

議員 辻本美恵子
議員 宮崎吉弘
議員 八尋一男
議員 段下季一郎
議員 赤司祥一

議員 白石卓也
議員 山本加奈子
議員 城健二
議員 佐々木忠孝

○一般傍聴者（2名）

○出席説明員（29名）

健康福祉部長 嘉村千穂
健康推進課長補佐 山田真理子
子育て支援担当係長 佐藤武朗
保育児童課長 坂田浩章
生活福祉課長 虫明しのぶ
高齢者支援課長 古田浩明
介護保険担当係長 荒尾正
教育部長 長澤龍彦

健康推進課長 毛利早希
子育て支援課長 岡嶋桐子
母子児童担当係長 森田薫
保育児童担当係長 中村義弘
障がい福祉担当係長 永田新太郎
高齢者支援課長補佐 真鍋美香子
指定指導担当係長 平嶋亮
教育政策課長 轟治峰

庶務担当係長	山 内 徳 章
学校教育担当係長	鶴 澤 宏
学校給食課長	吉 開 和 子
生涯学習課長	檜 木 理 恵
文化・スポーツ振興課長	松 木 勉
文化振興・図書館担当係長	前 田 大 輔
文化財保護担当係長	吉 田 高 穂

学校教育課長	高 木 美智子
教育指導担当係長	山 下 勝
共同調理場担当係長	田 中 宏一郎
生涯学習・青少年担当係長	野美山 毅 士
スポーツ振興担当係長	萩 尾 浩 三
文化財課長	小鹿野 亮

○出席事務局職員（２名）

課 長	大久保 泰 輔
-----	---------

係 長	栗 原 忠
-----	-------

開会 午前9時00分

○委員長（西村和子君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、これより文教福祉常任委員会を開きます。

初めに、傍聴の件を御報告いたします。

本常任委員会に7名の議員が傍聴に出席していらっしゃいますので御報告いたします。

会議に入ります前に念のために申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件についてほか2件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長澤部長がお見えですので御挨拶をいただきます。併せて、出席職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆様、おはようございます。教育部の長澤でございます。

文教福祉常任委員会の委員の皆様におかれましては、日頃から教育行政の推進に御理解と御協力、御支援いただき厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の委員会では、議案2件、陳情1件、所管事務調査3件、所管事務報告4件の合計10件の案件につきまして審査をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席しております文化財課職員が自己紹介いたします。

○文化財課長（小鹿野 亮君） おはようございます。文化財課長の小鹿野亮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化財保護担当係長（吉田高穂君） おはようございます。文化財課係長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号、阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

小鹿野課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 議案第12号、阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書は51ページから53ページ、提案内容補足説明書は111ページを御覧ください。

阿志岐山城跡は、平成23年9月21日付官報告示において指定された国史跡でございますが、史跡を将来にわたって適切に保存・管理していくために、令和6年度から7年度にかけて阿志岐山城跡保存活用計画の策定を予定しております。

本件条例案につきましては、議案書の52ページ並びに53ページにお示しをするとおりでございますが、今回の条例制定は、国及び県の補助を受け、阿志岐山城跡保存活用計画策定のための専門委員会を設置し、阿志岐山城跡の保存活用計画の策定を行うものでございます。

保存活用計画は、史跡の有する本質的な価値等をつまびらかにし、保存・管理していくための基本方針、また、その方法、現状変更等の取扱基準等について定める文化財保護法における法定計画となっております。

その策定に当たっては、条例案第2条にあるように、計画の策定に必要な調査並びに審議を行うための専門委員会の設置が必要となります。委員会の組織につきましては、条例案第3条及び4条にございますように、専門的な識見を有する者や地域住民の代表等10人以内の委員で構成し、委員任期は2年となっております。

以上で御説明を終わります。御審査の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明をいただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 説明ありがとうございます。2点質問があります。

この条例は、今回条例が制定されて、今後に残っていくのかというのがまず一つですね。

それと2点目が、10人以内の委員をもって組織するとあるんですけど、この前に、平成23年12月27日に整備計画専門委員会設置条例というのがあったと思うんですけど、その10名の方がそのまま引き継いでするとか、そんなふうな感じになるのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化財課長（小鹿野 亮君） 御説明を申し上げます。

本件の条例につきましては、あくまで阿志岐山城跡の保存活用計画、これは先ほど御説明しましたように2か年を予定してございますので、その時限的なものとして、保存活用計画が制定されましたら廃止ということになるかと存じます。目的は保存活用計画の策定でございます。

それから2件目、10人以内の委員のことに關してですが、今回、保存活用計画を策定するに当たって、現状においては専門分野につきましても、現在の史跡等を取り巻く環境でありますとか、そういったところを考慮しつつ、専門分野については、もちろん考古学でありますとか土木工学という分野については必須になってまいります、史跡である關係上ですね。ただ、その中においても、例えば観光学であるとか、ランドスケープ——景観ですね、そのあたりの専門分野も考慮しておりますので、そういった中において委員を選任していきたいと考えておるところでございます。

ですから、現状の史跡を取り巻く諸環境に応じて専門分野の識見者を選考していくということで考慮しているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第12号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第12号、阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定についての件を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

それでは、職員を入れ替えいたしますので、しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————

休憩 午前 9 時07分

再開 午前 9 時07分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

職員が入れ替わりましたので、御紹介をお願いいたします。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が学校教育課に変わりましたので、出席しております職員が自己紹介いたします。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） おはようございます。学校教育課長の高木と申します。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（鶴澤 宏君） おはようございます。学校教育課学校教育担当係長の鶴澤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） お願いいたします。

それでは、議案第26号、令和 6 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算についての件を議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、議案書は69ページとなります。

議案第26号、令和 6 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について御説明いたします。

初めに、この筑紫野市の奨学資金の貸付制度について再度御説明をしておきたいと思えます。

筑紫野市の奨学資金貸与条例により、就学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由によって進学または就学が困難な生徒に対して学資を貸与し、有用な人材の育成を図るというものでございます。

この貸与の制度につきましては、福岡県教育文化奨学財団やその他の団体が行う奨学金の貸与制度を補完する性格のものになります。

奨学資金の種類には、入学支度金と通常の奨学金と 2 種類ございます。

貸与の上限額は、高等学校については、公立は入学支度金が 5 万円、奨学金が 1 か月当たり 1 万円、私立は入学支度金が10万円、奨学金が 2 万2,000円となっております。また、

大学については、国公立の入学支度金が7万円、奨学金は1か月当たり3万円、私立は入学支度金が12万円、奨学金が1か月当たり4万円ということで規定をされております。

貸与につきましては、高校や大学に在学中に支給をしますが、償還については、その貸与が終わって6か月を経過した後から償還が始まるという制度になります。

それでは、令和6年度の筑紫野市特別会計予算書に沿って説明をいたします。予算書は53ページになります。特別会計のほうの予算書ですね。また別で、文教福祉常任委員会用の資料を学校教育課の分で作っております。こちらの1ページにグラフも作っておりますので、御参照いただきながら聞いていただければと思います。

それでは、予算書の53ページです。

第1条により、歳入歳出予算の総額をそれぞれ643万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算事項別明細書に沿って御説明いたします。62ページです。

では、まず歳入でございます。

1款財産収入1項財産収入1,000円、これは基金の運用利子でございます。

次に、2款繰入金1項繰入金が210万2,000円、これは奨学資金特別会計の収支不足分を補うための一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、3款繰越金1項繰越金1,000円ですが、これは名目予算として計上しております。

最後に、4款諸収入1項貸付金元利収入が432万6,000円でございます。こちらは奨学金をお返しいただく分ですが、現年度分が272万8,000円、滞納繰越分が100万1,000円など計上しております。予算書の63ページに内訳がございますので後ほど御覧ください。

次に歳出です。歳出は予算書の64ページとなります。

歳出は、総事業費として令和6年度予算643万円を計上しております。

その内訳については、65ページのほうの説明の欄を御覧いただきたいと思います。10節需用費として3万9,000円、これは納付書の印刷製本費用でございます。11節役務費として7,000円、これは振込手数料でございます。20節貸付金として638万4,000円。合計して643万円となります。

貸付金の638万4,000円の内訳ですが、こちらの常任委員会資料の2ページを御覧ください。

まず、継続の貸付けが、高校生が7人、大学生が2人、合わせて9人で、合計額が240万としております。それから新規の貸付けが、高校生6人、大学生2人を予定しております。

して、入学支度金として、高校生60万円と大学生24万円、奨学金として、高校生158万4,000円、大学生96万円。それと、入学支度金の立替金として60万円を計上し、新規分の合計額は398万4,000円、継続分のAの240万円と新規分Bの398万4,000円を合わせまして638万4,000円となります。

来年度に向けての新規貸付けの状況でございますけれども、現在、高校生から5人、大学生からはゼロ人、貸付けの申請が出ている状況にあります。

説明は以上になります。御審議いただきまして、御可決賜りますようお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ただいま執行部から説明をいただきましたけれど、質疑のある方はございませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） これは国、県の奨学金を補完するものというふうに聞きます。でするので、これは今9人の方が受けられて、新規もいらっしゃる。これは既に国、県の奨学金を受けてる方ということになるんですか。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） この市の奨学金を借りている方が、ほかの奨学金を借りているかどうかというのは要件にならないので、そこまでの確認はしていません。受けている方もいらっしゃるかもしれませんが、確認はそこまではしていません。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） であれば、この筑紫野市からだけの奨学金を活用されている方というのもいらっしゃるということですね。受けられるということですね。分かりました。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

じゃあ、私からいいでしょうか。来年度の分が高校生が5人と大学生がゼロ人ということだったと思うんですけど、傾向としてはどうなんでしょうか。今ちょっと経済的に厳しいということを聞きますが、段々減っているような気がするので、何が背景で減少傾向になっているのかというのは分かるのでしょうか。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 確かに貸付けの人数は減少傾向にあります。緩やかにということではあるんですけども、増えてはいないという状況ですね。

背景としては、はっきりとこれがというものをつかんではいないわけではありませんけれど、一つは高校が無償化になっていますので、そういったところも背景にはあるのかなと

思います。ほかの奨学金を補完するものになるので、これを借りてまでというところにな
っていないのかもしれないなと思っています。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） これは当然返済が発生するものであると思うんですけども、今、
借りたはいいんだけど、卒業してまだまだ就職が厳しい状況にある、就職をしたとして
も賃金が安かったりするというときの、何ていうか免除制度みたいなものはあるのかとい
うことと、滞納がどのくらい発生しているのかというのをちょっとお聞かせください。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、返還の分ですけど、返還は月々の返済額を御
相談しながらですね、どうしても就職ができてなくて、仕事がうまくいってないというよ
うな、返済の猶予の制度も活用いただいております。

それから、収納率ですけども、令和4年度で69.35%を現年度分で収納しております。
滞納の分は、納付書を再度送る連絡を取ったりしながら少しでも返還につながるような声
かけを、お電話をさせていただいたりして、無理のないといいますか、そういったような
ことは配慮しながら償還もしていただくということを続けております。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○委員（古賀新悟君） もう一つ。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今、奨学金も貸与じゃなくて、返還しない奨学金というのが求め
られていて、国とかもそれは考えているみたいですけども、筑紫野市としてそういう奨学
金制度というのは考えられないのかということをお尋ねします。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時21分

再開 午前9時21分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

課長、お願いします。

○学校教育課長（高木美智子君）　うちの貸与の現状、それから国、県の動向とかを踏まえながら、その必要性については検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村和子君）　よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　それでは、質疑を打ち切ります。

討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第26号、令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算の件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

職員入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩　午前9時22分

再開　午前9時24分

○委員長（西村和子君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第9号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

嘉村部長がお見えですので、職員を御紹介いただいた上で、本件について説明をお願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君）　おはようございます。健康福祉部長の嘉村でございます。

日頃より、本市の福祉行政の推進に御協力賜りありがとうございます。

本日は、健康福祉部については議案5件、所管事務報告7件ございますので、どうぞよろしく願いいたします。

本件につきましては、保育児童課より職員が参っておりますので自己紹介をさせていただきます。

○保育児童課長（坂田浩章君） 保育児童課長の坂田と申します。よろしく願いいたします。

○保育児童担当係長（中村義弘君） 保育児童課保育児童担当の係長中村と申します。よろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしく願いいたします。

課長、お願いします。

○保育児童課長（坂田浩章君） 筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書24ページから25ページ、提案内容補足説明書28ページから30ページとなります。

この条例の内容でございますが、対象施設の運営に関する基準について、国の基準に従って、また参酌して定めさせていただいております。

特定教育・保育施設とは、幼稚園、保育所、認定こども園を指します。また、特定地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度施行後の小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4事業を指します。

市内には、特定教育・保育施設として、公立及び認可保育所14か所、公立幼稚園、認定こども園があります。また、特定地域型保育事業として現在、小規模保育事業所であるキッズ・キッズ保育園二日市、ちくし野こども保育園の2か所がございます。

提案内容補足説明書28ページを御覧ください。

今般、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、市町村の条例は内閣府令の定める基準に従う必要があることから、条例の一部を改正するものです。

具体的には、電磁的記録媒体について文言の適正化を行うもの、掲示の義務づけについてインターネットによる公衆閲覧を加えるものとなっております。

29ページの新旧対照表を御覧ください。改正点としては2点ございます。

まず、掲示等、第23条です。これまで、施設の運営規程の概要、職員の勤務体制、利用

者負担の内容などの重要事項については見やすい場所に掲示することとなっておりますが、今回の改正により、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。すなわち、インターネット上で閲覧するようにすることが追加されております。

なお、重要事項のインターネットによる情報提供につきましては、既に市のホームページをはじめとしまして、ワムネットなどの福祉情報ポータルサイトにおいても対応済みとなっております。

次に、電磁的記録等、第53条です。この条文では、本条例の規定による書面等の交付、提出について、電磁的記録、すなわちデータにより作成されている場合については、相手方の承諾を得た上で、書面等ではなく、データでの提供を認めるものとなっております。

30ページを御覧ください。

データでの交付を行う際の媒体について、第53条第2項第2号において「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」と規定しておりますが、今回の改正により、「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めます。

データを保存する媒体は様々ございますが、磁気ディスク、すなわちフロッピーディスクの類いやシー・ディー・ロムにつきましては、かなり古いメディアでございまして、読み込みに関して専用のドライブが必要であるなど現実的な例示となっていないことから、今回「電磁的記録媒体」という文言に改められたところでございます。

以上のとおり、今回の改正は、いずれも情報提供の方法に関する改正であり、既に対応済み及び対応可能な内容となっているところでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。それでは、質疑のある方はございませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。これ最初、最初というか平成26年となっているんですけど、約10年ぐらいになっていると思うんです、今回がですね。これはやっぱり10年ぐらいを目安にというか、状況に応じてでしょうけども、今回この10年というのは何か理由があるというか、今後もじゃあ大体10年ぐらいのスパンでみたいなのというのはあるのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 今回の改正につきましては、そういった定例的な改正というよりも、アナログ規制の撤廃と申しましょうか、デジタル化の推進の中で現実的になってない表現を改めるというのが一つ。

それからもう一つは、重要事項の揭示です。これにつきましても今、各施設の玄関でありますとか事務所の横に、各保育所はそういったものを張り出しして見せているところでございますけれども、インターネットでも見られるようにするという情報提供の部分での改正の２点ということになっております。

ですので、経過年数による、スパンによる定例的な変更という類いのものではないと。今回の内容につきましては、そういった内容となっているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ないようですので質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第９号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第９号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

では、職員を入れ替えしますので、しばらく休憩いたします。

休憩 午前９時32分

再開 午前９時32分

○委員長（西村和子君） 再開します。

それでは、筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

部長より職員の紹介をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、高齢者支援課から職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 高齢者支援課課長の古田と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 同じく高齢者支援課高齢者福祉担当係長で真鍋といいます。よろしくお願いいたします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 同じく介護保険担当係長の荒尾と申します。よろしくお願いいたします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 高齢者支援課指定指導担当係長の平嶋です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願いします。

よろしいですか。それでは、御説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第10号、筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

提案内容補足説明書31ページをお開きいただきますようお願いいたします。

読み上げさせていただきます。

今回の条例改正は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額を定めるため、筑紫野市介護保険条例の一部を改正するものです。

介護保険料については、令和6年度から令和8年度までの3年間における基準額を年額6万7,200円と設定しています。また、第2条第1項第1号から第3号に規定する被保険者については、低所得者への負担軽減措置として、介護保険料を引き下げることとしております。

基準額につきましては、前回の年額6万5,400円と比較して1,800円の増額となります。

また、第2条第1項第1号から第3号に規定する被保険者とは、生活保護受給者の方及

び世帯全員が住民税非課税の方でございます。これらの方につきましては、基準額は増額いたしました。基準額に対する倍率を前回より下げたため、介護保険料は下がるか、あるいは微増になっております。詳細は後ほど説明させていただきます。

次の32ページから36ページは新旧対照表になります。内容につきましては、常任委員会用説明資料にて説明させていただきます。こちらの分になります。

1 ページをお開き願います。読み上げさせていただきます。

1、介護保険料の改定。第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、介護保険事業計画の改定に併せ3年に1度改定しており、各保険者（市町村）が決定することになっていきます。次期は、第9期の改定となり、令和6年度から令和8年度の3年間です。介護保険料基準額の算定は、①介護サービス給付費、②地域支援事業費、こちらは介護予防、地域包括支援センターの運営等に係る費用です、及び第1号被保険者の人口推計の3年間の合計等を基に算定いたします。

2、第1号被保険者数・要介護認定者数の推計。令和5年度から令和8年度の比較につきましては、第1号被保険者数が1,991人増加、要介護認定者数が425人増加を見込んでおります。

3、事業費（給付費等）の推計でございます。第9期3か年の事業費は、表の右になりますが、介護サービス給付費223億2,000万円、地域支援事業費16億円、合計239億2,000万円と見込んでおまして、第8期より約20億6,000万円の増額を見込んでおります。

4、保険料の基準額の算出でございます。事業費239億2,000万円に、第1号被保険者の介護保険料の負担割合23%を乗じ、その他を考慮し、第1号被保険者の3年間の推計人数で除すると、月当たり5,889円に改定が必要となります。

2 ページをお開きいただきたいと思います。基金の活用でございます。

介護保険事業特別会計におきまして、繰越金が多くなった場合は基金に積立てを行っております。令和5年度末介護給付費支払準備基金見込額は約6億1,000万円となっており、そのうち3億500万円を取り崩す見込みにより289円軽減し、基準額を月額5,600円、年額6万7,200円と算定いたしました。この保険料基準額を基に、第1段階から第13段階までの保険料年額を定めるものでございます。

下の表が所得段階別の介護保険料です。左側の表が現在の第8期の介護保険料となります。右側が第9期の令和6年度から令和8年度までの介護保険料です。

第5段階を基準額といたしまして、第1段階については生活保護受給者などが該当いた

しますが、年額1万9,152円とするものでございます。そして、表の一番下の第13段階につきましては合計所得が1,000万円以上の方となりますが、年額15万4,560円とするものでございます。

先ほど触れました第1段階から第3段階につきましては、国の審議会における低所得者保険料の上昇抑制の趣旨を踏まえまして倍率を下げております。第1段階は0.3から0.285へ、第2段階は0.5から0.485へ、第3段階は0.7から0.685へ見直しをしております。このことにより、第1段階と第2段階は保険料が下がっており、第3段階は微増となっております。

一番下の表は、参考といたしまして第4期からの月額保険料を示しておるところです。

説明につきましては以上となります。審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。それでは、執行部から説明いただきましたので、質疑のある方はお願いいたします。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 相変わらず介護保険制度は厳しく見ているんですけども、今、御説明ありました準備基金が今6億1,000万、これを3億5,500万を取り崩したということでしたが、第10期のことを考えると、これ、あと3億、半分しか残ってないですね。これを使い切ることになるんですよね、多分。そうすると、11期というのが全然見通しが私は立たないんですけども。

そういうことを考えると、今回も実際は低所得者、非課税の所得のところは確かに少し安くはなっているんですけども、それ以外のところは結構上がっているんですよね。恐らくここにかからない人たち、例えば400万円とか300万円とか500万円とかという所得の人たちは物すごくきつい思いををすると思うんです。その辺りどういうふうにして市としては考えておられるのか。この先を見通したときにですね。そこをちょっと御説明いただけますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 基金の取崩しにつきましては、基本的にやはり3年間で、なるべくなら均衡になるように、なるべく繰り越さないように、現役の保険者の方がお支払いしている保険料になりますので、なるべく均衡になるように計画をしておりますけれども、第8期におきましては、コロナの影響等もありまして積立額が多くなっております。そういったことから、結構基金も積み上がっております。なるべくその期に積立てを崩すほうがよろしいのかもしれませんが、やはり万が一少なくなったときとか、

足りなくなったときとか、おっしゃっておられるとおり、第10期、11期に備えて多少は積立てを残しておいたほうがいいのかという考えがありまして、一応この額を取り崩しておるところでございます。

そうですね、確かに低い所得の方につきましては、倍率を下げて、金額も下げておりますけれども、所得がちょうど真ん中ら辺になります方につきましてはなかなか。この保険料で設定させていただいて、セーフティーネットといいますか、そういうのはなかなか難しいとは思いますが、個別になるかと思いますが、そういった相談等がありましたら個別に伝えていくような形になるかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 私は基金のほうを聞こうと思ったんですけども、取崩しのルールなりを聞きたかったんですけども、今説明がございましたので、それで結構でございます。

それで、基準月額が5,600円予定、今が5,450円でございますので150円の値上がり。これたしか、計算しますと2.75%ぐらいということでございまして、これだけの数字を見れば市民にとって本当に優しい数字になるのかなというふうに思います。それも、基金があって、このように取り崩すことができ、このような結果になっておるということでございます。

それと、第1段階から第3段階も低所得者に配慮された金額となっておりますので、これもよく配慮されていると思っております。しかし一方では、今ありましたように、第5段階以降は重たくなっております。

それで、今ありましたけれども、セーフティーネットの考え方がなければならないというふうに思います。所得が低い方は低くされておるという以外に、いろんな負担金の減免措置とか、あと、災害に遭ったときの減免措置とかがあると思いますが、そういったところの制度の紹介を。こういったものを予定されておるかということをお聞かせください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 保険料につきましては減免がございまして、今、檜木委員がおっしゃったように災害とか、あとは生計を維持する世帯主が失業したり亡くなったときに関しては減免がございます。

それと、所得段階が第2または第3段階の方につきましては、要件によりまして、第1段階と低い額への段階へ減額するというような措置がございます。

それと、保険料ではありませんが、利用料につきましては、所得要件によりまして、利用者負担額の一部を補助であったり、あと、施設を利用している方につきましては、所得に応じて自己負担の上限が設けられておりまして、超えた分は特定入居者介護サービスとして支給をしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 制度の説明ありがとうございます。

ただいまの、いわゆるセーフティーネットの件数は大体どのぐらいというふうに新年度は見込んでありますでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 見込みというか、実績のほうをちょっと御紹介させていただければと思います。今年度は、失業による収入の減少ということで1件ございました。それと、第2段階、第3段階の方が第1段階に減額された方、こちらについても1件ございました。あと、介護サービス利用者の負担額の補助、これは利用料になりますけれども、こちらのほうは2件ございました。あと、施設における居住費、食費の負担軽減措置、こちらにつきましては366件ございました。

令和6年度につきましても大体同数程度を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○委員（檜木孝一君） 了解です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。

討論される方はありますか。

では、まず、反対討論される方、いらっしゃいますか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 討論は本会議でさせていただきますが、反対の態度表明だけさせていただきます。

いろいろとこの介護保険制度そのものにやっぱり欠陥があるんじゃないかというふうに

思いますし、特に高齢者の方々の利用料負担がかなり今後厳しくなっていくだろうということは容易に予測できるというものもあり、その辺りの改善策もあると思うので、今回の改定というのはちょっと容認できないというところで、反対ということで表明をしておきます。

○委員長（西村和子君） 次に、賛成討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第10号、筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西村和子君） 賛成多数と認めます。よって、本件は賛成多数をもって可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

それでは続きまして、議案第11号、筑紫野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第11号につきまして説明をさせていただきます。

最初に、介護保険制度につきましては、先ほどの介護保険料と同様に3年に1度見直されておりまして、国の基本指針が改正され、介護報酬及び法令の改正も行われております。高齢者福祉計画、後ほど報告させていただきますが、こちらも同様の改定を行っております。

それでは、提案内容補足説明書の37ページになります。こちらを読み上げさせていただきます。

今回の条例改正は、令和6年4月に予定されている介護保険制度の改正により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が令和6年1月25日に公布され、令和6年4月1日に施行される

ことに伴い、指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）等が改正されましたので、条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり、高齢者虐待防止の推進、医療と介護の連携の推進となります。

内容につきましては、常任委員会資料で御説明をさせていただきます。3ページをお開きいただきたいと思います。

記載しております四角1から四角4までの四つの条例を改正するものでございます。いずれも市が指定するサービスで、事業所の運営に関する基準等を定めた条例でございます。四角1につきましては、地域密着型介護予防サービスに係る条例で、要支援の認定を受けた方へのサービスを提供する事業者を対象とするものです。四角2につきましては、地域密着型サービスに係る条例で、要介護の認定を受けた方へのサービスを提供する事業者を対象とするものです。四角3につきましては、介護予防支援に係る条例で、要支援の認定を受けた方へのケアプランを作成する事業者を対象とするものです。四角4につきましては、居宅介護支援に係る条例で、要介護の認定を受けた方へのケアプランを作成する事業者を対象とするものです。

主な改正箇所でございます。

1、居住系・施設系サービスに係る改正についてです。③、⑦、⑪につきましては、上段の四角囲みのサービスの種類の番号となっております。

（1）協力医療機関との連携体制の構築、（2）新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携を強化するものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。2、居住系・施設系・多機能系サービスに係る改正についてです。

（1）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけ。介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、標記委員会の設置を義務づけるものです。3年間の経過措置期間がございます。

3、全サービスを対象とした改正でございます。

（1）書面掲示規制の見直しを行うものです。事業所内での書面掲示を求めている事業

所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけます。1年間の経過措置期間がございます。

(2) 管理者の兼務範囲の明確化。提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するものでございます。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進を行うものです。身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行うものでございます。身体的拘束等につきましては、施設系・居住系サービスには適正化について既に定められておりますが、その他のサービスについても条例化するものでございます。

アの多機能系サービスにつきましては、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務づけるものです。1年間の経過措置がございます。イ、通所系サービス・居宅介護支援・介護予防支援におきましては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるものでございます。

4、居宅介護支援・介護予防支援。

(1) 指定介護サービス事業等との連携によるモニタリングにつきましては、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、要件を設けた上で、テレビ電話等を活用したモニタリングすることを可能とするものです。要介護の方には、毎月モニタリングをすることになっております。また、要支援の方には3か月に1回モニタリングをすることになっておりますが、要介護の方については2か月に1回、要支援の方については6か月に1回、テレビ電話によるモニタリングが可能となるものでございます。

(2) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数につきましては、1か月当たりのケアプランの作成上限数が40件未満から45件未満へ増加されます。

(3) 介護予防支援の円滑な実施につきましては、要支援の方のケアプラン作成は現在、介護予防支援の指定を受けている地域包括支援センター、または地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が行っておりますが、来年度からは居宅介護支援事業所が指定を受けることにより直接支援できるようになり、その際は1人以上の介護支援専

門員（ケアマネジャー）を置かなければならないとするものでございます。

説明については以上となります。御審査よろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。今、説明いただきましたけれど、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、3ページの主な改正内容の居住系の（2）です。新興感染症等の対応を行う医療機関との連携というところの、新興感染症というのはコロナウイルスとかそういったことを指しているのかということと、コロナウイルスが一回蔓延して、市としてこの医療機関との連携はどんなふうな体制が望ましいと思っているのかということがちょっとお伺ひしたいところです。

それと、4ページになります、3番の（1）です。ウェブサイト、多分重要事項説明書とかそういったところを掲載するよにということと思うんですが、小さな事業所とかは、このウェブサイトの掲載というのは、例えば自分のところでホームページを作らないといけないとか、どういった範囲までがこのウェブサイトの掲載というところに当たるかというのがお伺ひしたいところです。

あと、4番の居宅介護支援事業の分の（2）です。ケアマネジャーの1人当たりの取扱件数が40件未満から45件未満へ増えていることで、これは何で人数が増えているかということと、あと、特定施設の集中減算とかも関わってくると思うんですけども、多分8割以上ですかね、同一法人のところに利用者さんを回すと減算になりますよとかいうところがあると思うんですけども、そういったところも割合的なところが45件に対する8割、80%なのかということと、今、特定事業所集中減算がされている居宅の事業所さんが筑紫野市に何件ぐらいあるのかというのをちょっとお伺ひしたいなと思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

じゃ、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お願いします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 指定指導担当の係長の平嶋でございます。回答させていただきます。

まず一つ目の御質問につきまして、新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携の質問でございますけれども、新興感染症につきましては、コロナウイルスに限らず、今後発生する新興感染症を想定した規程となっております。

どういったことを医療機関と連携するのかという御質問につきましては、まず一つ目が、入所者の病状が急変した場合等において、医師または看護師、看護職員が相談対応できる体制を常時確保している。二つ目が、診療の求めがあった場合においては診療を行う体制を常時確保していること。三つ目につきましては、入所者の病状が急変した場合において、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。こういったところを連携の内容としております。

二つ目の御質問のウェブサイトへの公表につきましてですけれども、こちらにつきましては、基本的には厚労省が設けております介護情報の公表システムに掲載することを想定しております。ただし、そこに掲載しなくても、自分のところのウェブサイト上におきまして公表することでも要件を満たすということで認められているところでございます。

三つ目の御質問ですけれども、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が今回増加しているということでございますが、こちらにつきましては、今後増えていく高齢者への対応、それから、件数を増やすことによりまして居宅介護支援の事業者が経営的に安定化できるというところを目的として今回変更がなされているところでございます。

また、特定事業所集中減算の対象でございますが、ケアマネジャーの事業所、こちらが持っている件数が分母になりますので、今回件数が増加したことによりまして、その持っている件数が分母になるということになってございます。

筑紫野市で特定事業所集中減算を現在されている事業所数でございますが、二つの事業所ということになっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、ありがとうございます。

その新興感染症の発生等の入院の受入れ体制の部分であるとか、そういったところが前

回のコロナウイルスのときにいろんな問題があったと思いますので、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、行政としてもしっかり事業者のバックアップもしていただきたいというふうに思います。

それと、ウェブサイトの重説の掲載であるとか、そういったところは介護系の公表システムのほうにということですので、小さな事業者さんとかは分からないことがあるかもしれませんが、そういったところもしっかり支援をしていただければと思います。ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） 御意見ということでよろしいですか。

○委員（吉村陽一君） はい、いいです。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今回のこの改定の大きなテーマの一つとしては、介護職員の処遇・待遇があったかというふうに思います。それで、今説明いただいて、かなり努力をいただいているなというふうに感じながら聞きました。

それで、処遇改善ですので、介護職員のそれぞれの報酬も大きなところだろうというふうに思いますが、その報酬の引上げだとか引下げだとかあるかと思います。その辺りをちょっと教えていただけますか。

○委員長（西村和子君） 平嶋係長。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 介護サービスにおける介護報酬の改定でございますけれども、介護サービスの種別におきまして様々ございますが、引上げになっているサービスの種別がほとんどでございます。ただ、一つ引下げになっているのが、訪問介護事業所のみが引下げになっているというところでございます。

報酬の改定の中身につきましては、今回処遇改善加算というところが大きくクローズアップされております。今まで3種類の処遇改善加算があって、かなり複雑な仕組みになっておりますが、それが一つの制度にまとめられたというところが大きな変更になっておりまして、その加算割合につきましても、三つをまとめたものよりも、それよりも引き上げた加算割合になっているところでございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません。古賀委員の質問に関連するんですけども、処遇改善の話が出たので。介護職員の処遇改善、加算がまた変わったというところで、ベースが少し上がっているというのは聞いているんですけども、全産業と比べて、介護業界の仕事を
する人たちのベースが変わったというところは特段私も感じているところがないので、ベースが恐らく月額6,000円とかそのぐらいは上がっているかもしれないんですけども、全産業的に見るとまだまだ低い状況にあるというところはしっかり押さえていただきたいなというふうに思います。これは意見です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

では、私のほうから一つよろしいでしょうか。

今、御説明の中で、訪問介護のところだけが下がっているとおっしゃったんですけど、特に筑紫野市はなかなかそこら辺のところが事業所が少ないということで困っていると思うんですが、これに対して市独自で何かを考えるということはあるのでしょうか。

平嶋係長。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 訪問介護事業所につきましては報酬が下がっておりますが、これは国が定めた一律の介護報酬でございますので、その点について筑紫野市で独自でどうにかするということは、現在のところは考えておりません。

事業所数が少なくなってしまうのではないかとこのところでございますが、介護サービスの基盤として、利用者さんに御迷惑がかからないように、事業所の支援、それから事業継続ができるように、市ができる協力はしていきたいと思っているところでございます。

○委員長（西村和子君） よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは質疑を打ち切ります。

では、討論に入ります。

議案第11号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第11号、筑紫野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

る基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

ここで休憩いたします。10時25分に再開したいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時25分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに傍聴の件ですが、1名増えて、議員の傍聴が8名になっておりますので御報告いたします。

それでは、議案第17号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第17号につきまして御説明させていただきます。

特別会計補正予算書、こちらの黄色い表紙のものになりますが、17ページからになります。提案内容補足設計説明書につきましては120ページになります。

それでは、補正予算書の17ページの第1条になります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,236万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億9,496万1,000円とするものでございます。

提案内容補足説明書の120ページに沿って説明させていただきます。補正予算書は30ページからになります。

歳出予算補正の主な内容でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付についてです。要介護の方が利用する訪問型サービスや通所型サービスの年間利用見込み件数の増加によりまして、1億6,619万4,000円を増額するものでございます。

配付させていただいております文教福祉常任委員会説明資料、こちらになりますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

表の一番上段になりますが、12月までの実績を基に年間の見込み件数を算定した表になります。当初見込み件数は、右から3番目になりますが、5万8,576件でございましたが、実績を基にした決算見込み件数は、その下の6万876件と、2,300件の増加が見込まれるため、給付費を増額するものでございます。

続きまして、2款3項1目高額介護サービス費についてです。同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計が所得に応じた限度額を超えたとき、こういった部分を給付するものでございますが、年間利用者見込み件数の増加により、1,025万4,000円を増額するものでございます。

資料の2段目になります。12月までの実績を基に年間の見込み件数を算定した表になりますが、当初見込み件数の合計は1万3,001件でございましたが、実績を基にした決算見込み件数は1万3,689件と、688件の増加が見込まれるため、給付費を増額するものでございます。

6款1項1目予備費についてです。補正予算の歳入と歳出の差を充足するため、4,160万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入予算補正の主な内容についてでございます。補正予算書は26ページからになります。

提案内容補足説明書の4款1項1目です。介護給付費負担金現年度分3,528万9,000円を増額するものでございます。歳出として説明いたしました居宅介護サービス給付費の増加に対して、国の負担金の増額分を計上するものでございます。

5款1項1目介護給付費交付金現年度分4,764万円を増額するものでございます。同じく居宅介護サービス給付費の増加に対して、支払基金交付金、こちらは40歳から64歳までの保険料に当たるものでございますが、負担金の増額を計上するものでございます。

以上、議案第17号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての説明となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明をいただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第17号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第17号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についての件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

続きまして、議案第27号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

本件について説明をお願いいたします。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、議案第27号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

こちらの筑紫野市特別会計予算書は67ページからになります。

最初に、こちらの資料のほうから説明をさせていただきたいと思います。6ページを開きいただきたいと思います。

上段は、令和6年度介護保険事業特別会計の歳入の円グラフとなっております。65歳以上の第1号被保険者の介護保険料が24.5%、18億5,416万4,000円です。40歳から64歳までの第2号保険者の保険料であります支払基金交付金、こちらは25.5%で、19億2,591万7,000円となっております。第1号、第2号の介護保険料が歳入の約50%となり、残り約50%を国、県、市の負担などによって歳入とするものでございます。

国庫支出金は20%で15億912万3,000円。県支出金、こちらにつきましては14%です。すいません、パーセントが抜けております。すいません、14%ということで加筆をお願いいたします。県支出金は14%で10億6,242万2,000円。市の負担などであります繰入金金は15.9%で12億106万6,000円となっております。

下の表は歳出になります。歳出の約89.6%を占めるのが保険給付費で、67億7,564万2,000円です。地域支援事業費が7.3%で、5億5,000万1,000円となっております。

それでは、予算書に沿って歳入から説明をさせていただきます。予算書の76ページ、77

ページをお開きいただきたいと思います。

主なものを説明させていただきます。

1 款介護保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号保険者保険料18億5,416万4,000円です。65歳以上の第 1 号被保険者からの保険料となっております。

続きまして、2 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目介護予防・日常生活支援総合事業受益者負担金19万8,000円は、総合事業の利用者からの一部負担金です。

続きまして、4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金12億1,943万9,000円は、介護給付費に対する国の負担割合分です。

次の78ページ、79ページをお開き願います。

4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目調整交付金9,558万2,000円は、75歳以上の高齢者の割合や所得の低い高齢者の割合などで、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため国から交付される補助金です。

続きまして、その下、2 目地域支援事業交付金（総合事業）です。8,959万1,000円は、介護予防や生活支援サービス費に対する国からの交付金です。

3 目地域支援事業交付金、総合事業以外の分でございます。7,060万2,000円は、地域包括支援センターの運営や認知症施策などに対する国からの交付金です。

4 目保険者機能強化推進交付金1,535万8,000円は、介護保険における自治体への財政的インセンティブとして、市町村の様々な取組の達成状況を評価し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための交付金でございます。

5 目介護保険保険者努力支援交付金1,629万3,000円は、4 目と同様の目的で交付されるものでございますが、こちらは認知症施策や生活支援体制整備など総合事業以外の事業において活用できる交付金です。

続きまして、5 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金18億2,915万9,000円は、40歳から64歳の第 2 号被保険者の介護保険料です。

6 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 9 億8,232万6,000円は、介護給付費に対する県の負担割合分です。

次のページ、80ページ、81ページを御覧いただきたいと思います。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金 8 億4,683万3,000円は、介護保険事業に対する市の負担金です。国、県同様に負担割合に応じて計上しております。

2 目その他一般会計繰入金 1 億9,600万6,000円は、職員給与等繰入金です。職員給付費

及び事務費は市の負担となります。

3 目低所得者保険料軽減繰入金7,813万円は、低所得者の介護保険料の負担軽減のための繰入金です。

続きまして、2 項基金繰入金 1 目基金繰入金1,000円は、歳出に対して歳入が不足する場合、介護給付費準備基金積立金を取り崩して繰り入れるものですが、名目上1,000円を計上しております。

続きまして、8 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,000円は、令和 5 年度の繰越額になりますが、名目上1,000円を計上しております。

次のページの82ページ、83ページをお開きいただきたいと思います。

一番下の段になりますが、9 款諸収入 3 項雑入 3 目雑入784万7,000円は、委託して高齢者等へお弁当を配達しております配食サービスの利用者負担金でございます。

歳入については以上でございます。合計75億6,228万円となり、前年度と比較して 3 億 2,194万7,000円の増額となっております。

次に、歳出の御説明をさせていただきます。次のページの84ページ、85ページになります。

主なものを御説明させていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 億1,883万1,000円は、介護保険事業における人件費等でございます。

次のページの86ページ、87ページをお開き願います。

2 段目になります。1 款総務費 2 項徴収費 1 目賦課徴収費388万1,000円は、保険料納入通知等に関する経費でございます。

3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査会費2,084万5,000円は、介護認定審査会運営に伴う職員の人件費、筑紫地区 5 市で運営している介護認定審査会事業に対する負担金などです。

4 項認定調査費 1 目認定調査費5,434万3,000円は、認定調査職員 7 名の報酬や主治医の意見書作成料等になっております。

次のページの88ページ、89ページをお開き願います。

下段の 6 項運営協議会費 1 目運営協議会費18万2,000円は、介護保険事業の運営や事業計画の策定を審議いただく機関で、市民代表、医療・介護の専門分野、各団体からの選出により構成されております13名の委員により 2 回の開催を予定しておる会議でございます。

て、その委員の報酬になります。

続きまして、次のページの90ページ、91ページをお開き願います。

2 款保険給付費でございます。1 項介護サービス等諸費は、要介護 1 から 5 の方を対象とした介護サービスの費用です。

主なものといたしまして、1 目居宅介護サービス給付費28億8,940万8,000円は、ホームヘルプやデイサービス等の在宅サービスの費用でございます。

2 目地域密着型介護サービス給付費 9 億3,491万8,000円は、住み慣れた地域で生活をするために、本市の市民が利用できる事業所におけるサービスの利用です。

3 目施設介護サービス給付費20億724万円は、入所施設におけるサービスを受ける費用です。

6 目居宅介護サービス計画給付費 2 億8,355万5,000円は、サービスを受けるためのケアプランの作成費用です。

続きまして、2 項介護予防サービス等諸費は、要支援 1、2 の方を対象とした介護サービスの費用です。主なものといたしまして、1 目介護予防サービス給付費 2 億4,266万2,000円は、通所リハビリテーション、ショートステイ等の給付費です。

次のページの92ページ、93ページをお開き願います。

2 段目の 3 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費 1 億7,381万3,000円は、要介護 1 から 5 の方の利用者負担金が高額になったときに、上限額を超えた分を支給する費用です。

4 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費2,532万4,000円は、医療と介護の利用料を重複して支払う方が高額になったときに、上限額を超えた分を支給する費用です。

5 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費 1 億609万4,000円は、要介護 1 から 5 の低所得者の方の施設利用料の負担軽減を図るものです。

次の94ページ、95ページをお開き願います。

2 段目の 3 款地域支援事業費です。地域支援事業費につきましては、常任委員会説明資料の10ページに事業の説明や実績を記載しております。

予算書のほうになりますが、1 項介護予防生活支援サービス事業費 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 3 億2,066万9,000円は、要支援 1、2 の方などの総合事業対象者が利用するホームヘルプやデイサービスなどの費用となっております。

具体的には、訪問型サービスAとして掃除等の生活支援、通所型サービスCとしてカミリーヤで開催する足腰元気になろう塾を委託するものでございます。

2項、一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費2,263万6,000円は、原則65歳以上の方ならどなたでも受けられるサービスで、カミリーヤの健康トレーニング室やプールを使った指導及び地域の集いの支援事業に係る経費を計上しております。

具体的には、介護予防普及啓発事業では、介護予防活動支援として地域サロン等へ地域包括支援センターの職員を講師として派遣しております。また、筑紫野元気教室、ミニ元気教室として、公民館で地域と共同で実施する運動教室を開催しております。また、カミリーヤの運動教室は、健康推進課、国保年金課と共に業務を委託しており、介護予防分の委託費を当課で計上しております。

96ページ、97ページをお開き願います。

97ページの2の地域介護予防活動支援事業費でございますが、高齢者健康学級における健康づくり運動サポーターの派遣や、介護予防音楽療法事業として地域サロン等へ音楽療法士を派遣し、音楽を利用した介護予防運動を行うものでございます。

続きまして、3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント事業費1億1,521万6,000円は、地域包括支援センターの運営管理費です。地域包括支援センターの委託料及び地域包括ケアシステムを構築するための地域包括ケア推進会議や個別ケースについて、多機関、多職種の専門職が多角的視点から検討を行い、高齢者の自立支援に向けての助言を行う自立支援型地域ケア会議に出席いただく委員の報酬等です。

続きまして、次のページの98ページ、99ページをお開き願います。

2目任意事業費4,980万円は、法令の趣旨に沿って市町村が必要と判断し実施する事業で、高齢者における自立した日常生活の支援を行う事業の費用です。

具体的には、高齢者無料法律相談や、お弁当を配達する配食サービス事業、介護相談員派遣事業として、介護相談員が介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や御家族の話を聞き、問題の改善を図る事業及び成年後見支援などの事業を行うものでございます。

3目認知症総合支援事業費425万4,000円は、具体的には、認知症初期集中支援事業として、医療や福祉に携わる専門職が自宅訪問をし、困り事を伺い、生活を支援する事業を委託しております。また、認知症地域支援・ケア向上事業として、物忘れ相談事業を行っており、筑紫医師会に所属するかかりつけ医において、認知症に関する相談対応ができるよう、研修を実施した医師を物忘れ相談医として登録する事業でございます。また、介護を

考える家族の会の活動支援を行うものでございます。

一番下段の４目生活支援体制整備事業費1,850万8,000円は、地域の支え合い活動を推進するために、生活支援コーディネーターを配置して支え合いのまちづくりを推進する事業です。今年度まで社会福祉協議会に１人配置しておりましたが、令和６年度は１名増員して２名に、また、市でも直接１名配置する予定にしております。また、生活支援体制の構築を進めるため、サポートしてもらう業者へ新規に委託するものでございます。

次の100ページ、101ページをお開き願います。

５目在宅医療・介護連携推進支援事業費345万1,000円は、地域で必要な医療・介護サービスを継続的、一体的に受けることができる体制づくりを推進する事業で、筑紫地区５市で筑紫医師会に委託するものでございます。

以上が３款地域支援事業費の内訳となります。

続きまして、４款基金積立金１項基金積立金１目介護給付費準備積立金3,235万円は、介護保険料改正においても御説明させていただきましたが、介護保険料は３年に１度改定しており、その期間において歳入歳出がなるべく均衡になるように保険料を算定しております。この３年間に続きまして、高齢者が増え、給付費等も増額していく見込みであるため、１年目は歳入が上回り、２年目はほぼ均衡になるように、３年目は歳出が上回ることを見込み、３年間でほぼ均衡になるよう算定しております。令和６年度は保険料改定の１年目となるため、歳入が上回り、繰越しが発生すると見込んでいるため、積立てを行うものでございます。

続きまして、５款諸支出金１項償還金及び還付加算金１目第１号被保険者保険料還付金270万円は、転居した方やお亡くなりになった方の介護保険料を還付するものでございます。

次の102ページ、103ページをお開き願います。

６款予備費１項予備費１目予備費は300万円を計上しております。

以上、歳出合計は歳入と同様に75億6,228万円となり、歳出同様に３億2,194万7,000円の増額となっております。

以上、歳出歳入の主な項目についての説明になります。

参考資料といたしまして、常任委員会説明用資料に、高齢者の人口、介護認定者数等の推移、あと、保険給付費の推移を掲載しております。

９ページをお開きいただきたいと思います。

上の表が高齢者人口・介護認定者数等の推移でございます。第1号被保険者数、要介護認定者数、サービス受給者数、サービス利用件数の全てにおいて、平成30年度から右肩上がりに上昇しております。その状況を踏まえ、令和6年度の推計につきましても、全ての人数を前年度より増加すると見込んでおります。

下の表は保険給付費の推移でございます。サービス利用者は毎年度増加しております。それに伴い、それぞれの保険給付費も増加していることから、令和6年度のサービス費の推計についても、合計では増加を見込んで計上しております。

以上、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算の御説明となります。審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

それでは、今、説明をいただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。予算書の歳出になるんですけど、96ページ、3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の12節委託料です。これが前年とあまり変わらない予算になっているんですけども、この委託料の算出根拠をお尋ねいたします。

それともう一つが、100ページ、同じく4目生活支援体制整備事業費のここも12節の委託料になるんですけど、担い手育成事業委託料、これが今回初めて。これは内容はどのような取組をされるのかをお伺いいたします。

○委員長（西村和子君） お願いします。課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） まずは最初の質問の地域包括支援センターの委託料でございます。先ほどからお話がありますように、介護人材の処遇改善とかのお話があります。この予算を作成する時期が、ちょっとまだそこら辺の状況等がなかなか把握しづらい状況でありましたので、若干の増額ということで算定させていただいております。来年度以降は、今年度の処遇の上昇等を見込んで算定させていただきたいと考えておるところでございます。

続きまして、生活支援体制整備事業の担い手育成事業の委託料でございますが、今回、社会福祉協議会にも生活支援コーディネーターを増員して、市にも1名配置することにしております。そういうコーディネーターに地域に入っていて、これから生活支援体制を構築していく上で、地域の方に学習会を開催したり、支援をしていく中で、地域のほ

うでこういう事業をやりたいというふうに機運が高まったときに、こういった担い手育成事業委託料で、これはそういった専門業者に頼みまして、具体的な事業の構築を。そういったものをコンサルのような形で入っていただいて構築していくものとして計上しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 私からは、資料の6ページに円グラフが描いてございます。左手ですね。それで、上のほうの歳入予算でございますが、左手のほう、国庫支出金が20.0%、県がありまして、市の繰入金が15.9%という予算組みになってございます。本来の制度設計であれば、国の負担金は25%、そして市の負担金は基本的には12.5%、県も12.5%という制度設計になっておろうかと思えます。国からの支出金が約5%少ない、そして市の繰入金がその分、ちょっと3%ぐらい高くなっておることがどうしてなのかということをお尋ねいたします。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今、檜木委員から御説明がありましたように、給付費と、あと地域支援事業の総合事業に対する負担割合というのは、市の負担割合は12.5%になります。そのほかの地域支援事業の任意事業につきましては、負担割合が19.25%、また、市の正職員の給与及び認定調査などに係る費用につきましては全額市の負担となっております。そういったことを全て換算しまして算定したところ、全体ではグラフがちょっとずれてくるような感じになるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 前段の国の負担割合が25%取れてない、少ない、20%だから。ここをちょっと教えてください。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 市の繰入金が、今言ったような正職員の給与とか認定調査の費用を全額払うことによって、繰入金のパーセントが増える関係で、国とか県のパーセントがちょっと減っているというような考えになるかと思えます。よろしいでしょう

か。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。ちょっと何かよく……。

ちょっと休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時05分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

いいですか、もう一回お願いして。課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 給付費と地域支援事業の総合事業に対する負担割合につきましては、市の負担割合は12.5%となっておりますが、地域支援事業の任意事業とか、正職員の給与及び認定調査に係る費用などは市の負担割合が変わってくるため、全体でトータルしますと、このような割合になるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ほかにございませんか。

すいません、そしたら、私から1点だけよろしいでしょうか。

予算書の98ページですけど、さっき副委員長からも質問があったところですけど、一番下の生活支援体制整備事業のところですよ。生活支援コーディネーターが増員になりますけれど、言い方は悪いんですが、今、何というかな、どういう仕事をしてもらっているかがあまりよく地域からは見えないんですよ。増員されることによって、どんなふうに地域に活躍が見えるのかというのを少し説明いただきたいと思うのですが。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今は社会福祉協議会に1人配置しておりますけれども、それが、この生活支援体制整備事業において1層と2層という分け方をしております、1層は市全体での取組、2層は各地域での取組というふうに分けておりますけれども、今の配置では、1層も2層も一緒にやってもらっている関係で、なかなか地域のほうに集中できないとか、そういったところがありました。

来年度からはそこをきっちり分けて、第1層は市が雇用する会計年度任用職員の生活支援コーディネーター、そして2層のほうは社会福祉協議会に委託する生活支援コーディネーター、2名でやってもらうことにしております。そうすることによって、地域での活動

とか関わりをより深くしていくことで、そういった支え合いの機運を高めていくことを目指しておるところでございます。その後にそういった専門機関が入って、具体的な体制整備につながるようにしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしくをお願いします。

それから、すいません、もう1点、同じ予算集の86ページです。1款3項の介護認定審査会費で、258万円の減額になっているんですけど、ここは大事な仕事をしていただいていると思うので、減額の理由をお聞かせください。

お願いします。課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 減額の主な理由は、18の負担金の筑紫地区介護認定審査会の負担金、これが減額されたことによるものでございます。介護認定審査会は筑紫地区5市で共同で運営しておりまして、そこに5市でお金を割合に応じて負担して運営しているものでございますが、こちらが減額となっております。

理由につきましては、今、ウェブ会議ですね。直接みんなが集まらなくてもオンラインでの会議を進めておるところです。そのときに書類とかをPDFで電子的に作成するというようなシステムを今年導入しておりました。そのために今年度はそういった負担金が多くなっておりまして。また、システムの改修とかもありまして、この負担金が多くなっておりまして。あと、そういった会議に直接行かなくていいということで費用弁償が少なくなったことによって、その分の費用が少なくなったということです。来年度はそういうことを見越して、負担金が6年度は減少するというところで算定しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第27号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第27号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算についての案を可決すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致をもって可決
すべきものと決しました。

ここでしばらく休憩いたします。25分から再開いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定についてに入
ります。

執行部から報告をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） それでは、筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険
事業計画の策定について御説明させていただきます。

常任委員会説明用資料の11ページになります。また、こちらの冊子のほうを使用させて
いただきたいと思います。

前回の12月議会では骨子のほうを説明させていただいておりましたけれども、全容を作
成いたしましてパブリックコメントを実施しましたので、御報告をさせていただきます。

まず、冊子で概略を説明させていただきたいと思います。

1ページからになります。第1章は「計画策定にあたって」というところです。この計
画がどのようなものであることの説明をしております。

3ページに、計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間であることを記載
しております。介護保険事業が平成12年に開始されて9期目ということになります。

4ページの下段につきましては、地域包括支援センターの変更について記載をしており
ます。計画におきましては、包括の圏域において統計を取っているところがござい
ますので、その表記について旧アシスト桜台としていることを記載しております。

続きまして、5ページからは、第2章、筑紫野市における高齢者の現状と課題でござい

ます。

一番下の表の2020年、令和2年の65歳以上は2万6,417人、高齢化率は25.9%となっておりますが、20年後の2040年、令和22年には65歳以上は3万5,690人、高齢化率は33.8%となり、3人に1人以上が65歳になる可能性があることを推計しております。

続きまして、12ページになります。12ページからは、市民アンケート調査から見る筑紫野市の現状といたしまして、市民及び事業所のアンケート調査結果を分析し、実態や傾向を把握し、今期の取組の検討材料としております。

続きまして、34ページです。34ページからは第3章、計画の基本理念と目標でございます。基本理念は「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」といたしました。そして、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、地域共生社会の実現につながることを目指すこととしております。

続きまして、37ページ、こちらからは第4章、基本目標ごとの取組となっております。基本理念の下に六つの基本目標を定め、その下に14の基本政策、具体的な取組を定め、実施してまいります。

続きまして、50ページになります。50ページからは、第5章、介護サービスの量の見込みと介護保険料でございます。高齢者の人口、認定者数を推計することにより、必要なサービスの見込み量を推計し、今後必要と見込まれる施設の整備計画を策定いたします。また、先ほどの条例改正にて説明させていただいた介護保険料の算定につきまして、詳細に記載をしております。

続きまして、65ページになります。65ページからは、第6章、介護給付適正化計画でございます。今後さらに介護給付費の増加が見込まれることから、市民の方の適正な介護サービス利用を促進しながら、不適切な給付を削減していくことが重要になっていくことから、適正化に向けた取組の計画を定めております。

続きまして、79ページになります。79ページは、第7章、計画の進行管理・点検評価です。毎年度点検・評価を行い、実施状況の把握と進行管理を実施してまいります。

80ページからは、第8章、資料編でございます。サービス別給付費の見込みの詳細や、令和6年度介護報酬改定の概要等を記載しております。

以上が計画案の説明になります。

次に、パブリックコメントについてでございます。委員会説明用資料の11ページになります。

2、パブリックコメントの（１）実施結果でございますが、意見募集期間は、令和6年1月4日の木曜日から令和6年2月2日の金曜日まで行いました。

ホームページの閲覧件数は107件ございました。

意見提出者数は、3人から6件の意見の提出をいただきました。

（２）提出された意見とその意見に対する考え方でございます。

表のとおりとなっておりますが、次のページのナンバー3の②におきまして、意見に対する考え方、右側になりますが、下線がございます。まず修正前でございますが、その下になります。「認知症サポーター養成数は着実に増加しており、令和4年度で9,045人の認知症サポーターがいます」としておりましたけれども、サポーター養成講座の受講者数と養成者数、あるいはサポーター数、その辺の区別についての御意見がございました。こちらで確認しておりますのは受講した人数でありますので、同じような意味になりますので、前の文章だと分かりにくいために「認知症サポーター養成者数は着実に増加しており、令和4年度で9,045人となっております」と修正をさせていただいたところでございます。

その他の意見につきましても、実際に地域で活動していただいている方などから貴重な御意見をいただきましたので、参考にさせていただきながら第9期計画を進めてまいりたいと考えているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（西村和子君） それでは、報告いただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 2点ございます。

高齢者福祉計画の37ページの、新規の通いの場の創設と書いてあるんですが、それがどちらに当たるのか分からないので教えていただきたいのと、説明資料の12ページのパブコメの2番、上の段の、アシスト桜台圏域での事業所開設を目指しているという回答なんですけれども、具体的にいつ開設するかとか、何件開設するかというのが決まっていたら教えていただけたらと思います。

○委員長（西村和子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 高齢者福祉担当の係長で真鍋と申します。質問に対してお答えさせていただきます。

1点目、37ページの、基本目標1、生きがいつくりと介護予防の推進の基本施策1、高

高齢者の社会参加の推進の目標の記載にあります新規の通いの場の創設についてでございますが、こちらについては、まだ今の時点では市が想定している通いの場というのではない状態になります。先ほど予算の説明で、担い手の養成講座を予定している事業を通じて、介護予防と生活支援等、地域のニーズに合わせた対応ができる通いの場を協議をしながら、新たにか既存の事業を充実するか、地域の方々と協議をしながら進めていく事業ということで、一応既存の事業を少し改正する分も含めて、新規の通いの場の創設という位置づけで、こちらの計画では記載させてもらっております。

次に、アシスト桜台の圏域での新たな事業所の設置についてでございますが、新たに受けたちくしの荘のほうも、アシスト圏域での事業所の設置については、今から設置できる場所等を探していく形になるかと思えます。可能な限り 9 期中に開設が目標せればというふうに考えており、この 9 期計画の中で、新たに事業所の開設を目指したいということで、いつまでにとすることは現時点では明言できませんけれども、9 期中に開設したいということで書いております。

○委員長（西村和子君） よろしいですか、春口委員。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 最初の質問の通いの場は、まだ場所をつくるとかじゃなくて協議中ということでよろしいですかね。確認です。

二つ目の質問のアシスト桜台圏域の新規事業開設というのは、令和 8 年度までにということですか。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） できれば、令和 8 年までに目指したいと考えております。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 高齢者福祉計画の中に、人材確保のための事業であるとか、そういった人材確保不足が深刻ですという文言が散りばめられてあるように思えます。市としても人材確保を積極的に取り組んでいくということも書かれていると思いますし、また、市内の介護職員さんに対する、85 ページにも書いてありますけれども、処遇改善、そういったところもやっていかないといけないというふうな文言が書いてありますけれども、具体的に第 9 期の介護保険事業計画の中で、どういったことをやっていくということがあれば教えていただきたいなと思えますが。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 85ページの改定の概要につきましては、こちらにつきましては全国的な対応ということになるかと思います。

市としては、令和6年度につきましては特にまだ予算はつけておりませんので、できれば職員を募集する事業所等を一堂に集めてマッチングを行うような会を開催したいというふうに考えております。それ以降につきましては、状況を見ながら、どのような支援ができるか考えていきたいと思っています。

事業所においては、やはり人材がちょっと足りてないというか、減っているというような状況がございますので、その辺は検討して考えてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 全国的な対応ということだとは思いますが、これは筑紫野市の介護保険事業計画になりますので、市としても積極的にいろいろなことを調査検討していただきたいと思っています。

事業所とか施設とか、人材が少なくなってくるということは、職員さんに過重な労働であったりとか、身体的負担も増えてくると。そういったことが、高齢者虐待をしないでくれと行政は言っているんですけども、そういった類いのことに意図せずつながっていくということもあり得るという、そういった危険性があるということも、しっかりと行政のほうも認識をしていただいて、やっぱり取組を進める必要があるんじゃないかと思っています。いかがですか、見解を。

○委員長（西村和子君） お願いします。古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 今、吉村委員がおっしゃるとおり、職員の余裕がなくなったら、やはりそういうことにつながるかと思いますが、施設の状況につきましては、集団指導などでこちらのほうもいろいろ周知をさせていただきながら、取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 施設整備計画についてお尋ねをいたします。44ページに第9期整備予定というふうに書いてございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護から、地域密着型特定施設入居者生活介護、それぞれ事業所数と定員等の予定が掲げられております。ここの中で、第8期計画の中で未達成で、第9期のほうに持ってきた、ずれ込んだという整備計画はありますでしょうか。あったら教えてください。

○委員長（西村和子君） 係長。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 計画書の33ページを御覧ください。第8期の振り返りを記載させていただいております。この中で、基本目標7、介護保険の適切なサービス利用、この項目の「総括・ふりかえり」の欄の丸の四つ目になります。

地域密着型サービスの整備に係る公募を実施し、認知症対応型共同生活介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備事業者を決定しました。小規模多機能型居宅介護など応募がなかったサービスが予定どおり整備ができませんでしたということで書かせていただいております。

こちらにつきましては、引き続き整備事業者が応募なされるように取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。ほかにございませんか。

春口委員、どうぞ。

○委員（春口 茜君） 先ほど、令和8年までに新規事業を開設するとおっしゃったと思うんですけど、今から4年後だったら後期高齢者が400人増になっていて、人材とかも足りなくなってくるかなと思うんですけど、何か具体的な人材確保の案とかが市独自であったりするんですかね。

○委員長（西村和子君） 古田課長。

○高齢者支援課長（古田浩明君） 事業所の開設につきましては、この3年間で何とか考えておるんですが、高齢者数が増えていくということに対して、まずできる範囲では、地域包括支援センターは今、一応5人の配置をお願いしておりますけれども、その増員を検討したりを考えてまいりたいと思います。それで対応が難しいとなったら、そういった施設の開設ということも考えていかないといけないのかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 42ページでございます。基本目標の5、高齢者の人権擁護の基本施策1、高齢者虐待等への対応ということで、市及び地域包括支援センターを中心に高齢者虐待へ対応しますと、一番最初に掲げられております。高齢者虐待は非常に重たいケースでございます。虐待を受けておる高齢者も当然保護しなくてはなりませんけども、している側も何らかの事情があつてそれに及んでおるといったことございまして、双方を保護する、支援するというスタンスを法律は取っておるというふうに思います。

それで、現場が非常に対応が大変になろうかというふうに思っております。虐待を受けている方をシェルター等に隔離をして、そして保護するということは比較的簡単にできるのかなというふうに思いますけども、虐待をしておる方はやっぱり何らかの事情があることございまして、そちらの対応のほうで職員は大変になってこようかというふうに思っております。時には警察沙汰になったりとか、刃物を持ってきたりとか、どなり込んできて、何時間も電話をつないだり、窓口対応をしたりしなければならない。そのために職員も大変エネルギーを使って、ひょっとしたら精神疾患を病んでしまうとか、そういったところにまで追い込まれてしまうケースもあるように理解をいたしております。非常に厳しい現場という、相談支援をしなければならないのではないかなと考えております。

そのために、先進地では、そこらあたりでソーシャルワーカーを専門に雇ったりとか、弁護士資格を持っている方を職員として雇ったりだとか、そういったところのいわゆる専門家を配置をして、よりうまく相談所につなげていこうというケースもあつておると思います。それで、筑紫野市の場合も、そういった深みにはまる前に、そういった虐待のケースが年間何件かあつとると思いますので、職員側の相談支援体制もそれなりの相談体制を築いていただいて、無理がないような体制を築いていただきたい。

何か答えがあつたら、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 42ページにこの計画の中にも書いてはおりますが、虐待の対応については、虐待が起きたときに対応するのも、緊急性もありますので大事なんですけど、今、力を入れておりますのは、高齢者虐待を未然に防ぐための家族介護者の負担軽減に向けた包括的な支援です。

家族の介護者の方の虐待を未然に防ぐために、チラシを作成して、介護に大変な部分はないですかという声かけをしていしながら虐待を未然に防ぐという取組に、まずはしっか

り力を入れていきたいと思っております。

それと、虐待をしているケースの家族支援は、おっしゃるとおり大変なんですけれども、その対応についてもマニュアルを作成して、包括支援センターと市と役割分担していきながら。どうしても分離等をしてしまうと、家族が分離に同意をしてない場合についてはどうしてもトラブルになりますので、家族に寄り添う側と相對する側と、きちっと関係機関とも役割分担をしながら、今、下の段の8050問題を抱えている世帯であったりする場合もございますので、例えば保護課の困り事相談の職員等と役割分担をしていながら対応している状況でございます。

ちょっと回答になるかどうか分かりませんが、一番大事にしたいのは未然に防ぐというところに今後力を入れていくようにしていきたいと思っております。

○委員長（西村和子君） どうぞ、原口委員。

○委員（原口政信君） 48ページに、認知症の事前登録ということで書いてありますが、事前登録されている方がどれぐらいおられるのかというのと、いざ認知症で外泊されて、その後も家族の人はあまり情報を発信してほしくないという方もかなりおられるというふうに聞いているんですが、この事前登録の効果を、今やっぺらっしやる段階でちょっとお聞かせいただけませんか。ちょっとその辺が分かりにくかったものですから。

○委員長（西村和子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 認知症の事前登録制度についてですけれども、認知症御本人様のお名前とか顔写真とか、日頃どんなところに行きやすいのかとか、そういうふうな情報を事前に登録していただいて、今は警察とも連携しておりますので、登録の際にこの情報をどこまで情報共有していいですかということを確認させていただいて、警察まで情報共有していいということでありましたら警察のほうにも登録の段階で情報提供いたします。

その方が行方不明になられたときには、市の役割としては、防災メールまもるくん等で行方不明が発生しましたという配信をさせていただくんですが、事前登録をした際に顔写真等も情報をいただいておりますので、行方不明が発生したときに、いち早く情報を発信できる。歩かれている場合でも、遅くなれば探す範囲が広範囲になりますので、いかにいち早く情報発信するのが大事だと思っておりますので、そういった面でも警察との連携もスムーズになりますし、発見が早くなるというメリットがあるかと思います。

今、地域包括支援センターの職員と市のほうでも事例が発生した場合は、そういう効果

がありますよということでお勧めをして、極力登録につながるように努めているところでございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございますか。

どうぞ、副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 認知症基本法が本年1月1日に施行されましたけれども、その内容が反映されているのかどうか。また、認知症施策推進計画策定が努力義務になっていますが、考えをお聞かせください。

○委員長（西村和子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 認知症基本法については、施行が1月1日でしたので、ちょっと計画の中に十分盛り込め切れてないところも正直あるかとは思いますが、40ページの基本目標3、認知症施策の推進については、認知症基本法が目指すべきところを少し入れております。大事なところは上から三つ目、認知症があっても住み慣れた地域で生活できるよう、地域の緩やかな見守り体制の整備を進めるということと、その下、認知症の人に対する地域の理解が深まり、認知症の人とその家族の意思をくみ取り、安心して交流できる場づくりの支援に取り組みますということで、認知症基本法の中では、認知症の方の声も聞きながら地域づくりをしてくださいという流れがありますので、そういった部分を酌んで目標の中に書いております。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

では、私のほうからお尋ねします。

先ほどから説明を伺っていますが、例えば高齢者サロンであるとか、それから体操教室みたいな地域で実施していただいていることがたくさんあると思うんですね。地域の力はすごく大きいと思うんですけど、現状を見てみると、例えば私が住んでいる地域では高齢化率が比較的、ちょっとですけど低い。それでも、それに携わる支援する側も高齢化していて、言ってみれば老老介護みたいな、高齢者同士が支え合うような構造になっているんですね。

それで、そういう地域との連携でどのようにこれを進めていくのかというようなところの考え方であるとか、それと、人権については触れられているんですけど、例えばフランスでは移動については人権であるというふうに捉えられているそうです。移送については移送支援とか、例えば買物難民であるとか病院に行けないとかいろいろ事象が出ていますけれど、そこら辺の支援についてどう考えるかというのがちょっと見当たらないような

感じがするんですけど、どんなふうに今後考えていくというふうに考えていらっしゃるか、2点お尋ねいたします。

真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 地域との連携についてですけれども、先ほど春日委員さんの質問と同じような形になるかと思いますが、基本目標1の生きがいくつと介護予防の推進、37ページになりますが、市のほうもこの計画をつくるまでの間に実態調査をさせていただいております。その中で分かってきているのは、65歳以上の方々でも、いろんな地域づくりに、運営に携わる方々も一定程度いらっしゃることで、それともう一つ、本市で評価ができる場所は、やはり公民館単位での介護予防事業ということで、通いの場をいろいろつくってきた、それが継続できているという、健康づくり運動サポーターさんたちの地道な活動の中で大事な財産ができていると思っております。

今、やっぱり課題になるのは、介護予防に通ってきていらっしゃる方が、介護認定の手続をする前後になると、まず通うことに困難さを感じて通えなくなられる方々がいらっしゃるということが分かってきておりますので、通えなくなられる方々をいかにまた地域のほうで通える形をつくって支援していくのかというふうなところを考えていきたいと思っております。

ただ、それは地域としっかり協議をしていきながら支援の在り方というところを決めていかないといけないので、計画のほうにはちょっと具体的に書くことはできませんでした。が、各地域の実情に応じて支援の方法を検討していきたいと思っております。

○委員長（西村和子君） すいません、重ねてになりますけど、おっしゃっているとおりのことを感じているんですね。去年までサロンなんかに来ていた人が来ない。あしたサロンよって昨日言ったよねって。だけれども来られてないということは認知症が進んでいるだろうと。しかし、開始の時間になって迎えに行くということは現実的じゃないんですよね。そのときに、やっぱり迎えに行けるかといったら、今の体制ではできない、行けないんですよ。でいうと、やっぱり移送のところがすごく大きな問題なので、そこについてやっぱり重点を置いていかないと、高齢者福祉というのは充実していかないと思うんですね。なので、そこも重点的に考えていただけるようお願いしたいと思います。意見でとどめておきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を終了いたします。

それでは、ありがとうございました。職員入替えのためにしばらく休憩いたします。

そしたら、再開は1時でいいですか。13時に再開いたします。よろしくお願いいたしますします。

休憩 午後0時02分

再開 午後0時58分

○委員長（西村和子君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、傍聴の件を御報告いたします。

本常任委員会に、1名追加で9名の議員が委員会の傍聴に出席していらっしゃいますので御報告いたします。

続いて、本常任委員会に一般市民の方2名より委員会審査の傍聴の申出があります。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって傍聴の申出を許可することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。事務局は入室の御案内をお願いいたします。

休憩 午後0時59分

再開 午後0時59分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、「保育所等運営事業者の選定状況について」に進みます。

嘉村部長より職員を御紹介いただいた上で御報告をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 保育指導課の職員が説明に来ておりますので、自己紹介をいたします。

○保育児童課長（坂田浩章君） 保育児童課長の坂田です。よろしくお願いいたします。

○保育児童担当係長（中村義弘君） 保育児童課保育児童担当係長中村と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願いいいたします。

それでは、お願いいいたします。坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 保育所等運営事業者の選定状況について御説明させていただきます。

資料の14ページを御覧ください。

今年度より、待機児童解消のための施設整備に伴う運営事業者の公募を実施しているところですが、その進捗状況について御報告をさせていただきます。

なお、小規模保育事業の一部内容につきましては、12月定例会における常任委員会において報告済みでございますけれども、直近の動きと併せて、改めて御説明をさせていただきます。

まず、小規模保育事業でございます。

19名以下の定員にて、ゼロから2歳児の保育を行う特定地域型保育事業の一つであり、令和6年4月1日からの開設を予定しております。

令和5年8月1日から8月23日の期間にて申込書受付を行い、4事業者から申込みがあったところです。

書類審査の後、令和5年9月12日に選定委員会において2次審査、具体的には事業者からのプレゼンテーションに基づく選定を行い、運営事業者を決定しております。

事業者名、筑紫ガス株式会社。施設名、のどか保育園。設置箇所、筑紫野市二日市中央2丁目10の15。令和5年9月1日より認可外保育所として運営中の施設となっております。

直近の動きといたしましては、令和6年2月21日に認可申請に基づく現地調査を実施いたしましたして、また、令和6年2月28日に子ども・子育て会議にて意見聴取を行い、現在、認可に向け手続中となっております。

次に、認可保育所でございます。

150名以下の定員にて、ゼロから5歳児の保育を行う保育施設となります。こちらは、令和6年度に施設整備を行い、令和7年4月1日からの開設を予定しております。

令和5年10月10日から11月10日の期間にて申込書受付を行い、7事業者から申込みがございました。

書類審査の後、5事業者について、令和5年12月19日に選定委員会において2次審査を行い、運営事業者を決定しております。

事業者名、株式会社ブランチェス。施設名、仮称ではございますが、リトルワールドち

くし保育園。設置箇所、筑紫野市大字若江306の1。なお、現地は筑紫駅西口土地区画整理事業地内に位置しており、場所は43街区1画地となっております。

今後でございますが、繰り返しになりますが、令和6年度中において施設整備、令和7年度の開設を目指しているところでございます。

以上、保育所等運営事業者の選定状況についての御報告となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。それでは、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） そしたら、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

それでは、職員入替えのためしばらく休憩いたします。

休憩 午後1時03分

再開 午後1時04分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、「第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」の策定についてに進みます。

嘉村部長より職員を御紹介いただいた上で御報告をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、生活福祉課の職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 生活福祉課長の虫明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○障がい者福祉担当係長（永田新太郎君） 生活福祉課障がい者福祉担当係長の永田です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

では、お願いいたします。虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、第4期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画の策定について御報告をいたします。

資料のほうですが、健康福祉部が作成しております説明用資料、こちらの13ページを御覧ください。それと、別添といたしまして行動計画案をおつけしておりますので、こちらにも御覧いただければと思います。

まず、行動計画のほうですけれども、2ページをお開けいただきたいと思います。

本計画の位置づけでございます。こちらは、障害者基本法に基づく市町村の障害者計画として、本市における障がい者福祉施策全般における理念や基本的な方針、目標等を定めた計画となっております。

3番目に、計画の期間を載せております。本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としております。

次に、4番目の計画の策定体制についてでございます。本計画案につきましては、筑紫野市障害者施策推進協議会設置条例に基づき、この協議会の皆様から、それぞれのお立場からによる意見を聞いた後に、策定を進めているところでございます。協議会は、令和4年から5年にかけて6回開催をしていただきまして、アンケート調査の内容から計画案の検討に至るまで様々な御意見をいただき、本計画案に盛り込んでいるところでございます。

そして、この計画素案ができた後にパブリックコメントを実施しております。先ほどの説明用資料の2番目にパブリックコメントの実施状況をおつけしております。

実施期間につきましては、今年の1月4日から2月の2日まで、周知方法といたしまして、広報ちくしの、ホームページ、そして情報公開室、コミュニティセンターにおいて資料を御覧いただけるような形で行いました。提出された御意見につきましては、ゼロ件という結果でございました。

では、計画の内容の説明に移らせていただきます。続きまして、ページの12ページを御覧ください。

計画の策定に当たりまして、まずは障がい者の方を対象とする調査を行いました。結果について幾つか御報告をさせていただきますが、23ページを御覧ください。

こちらのほうに、今後行政に力を入れてほしいことについてということで、行政に対する要望をグラフ化したものをおつけしております。この中で、多いものということで紹介させていただきますと、経済的支援の充実、相談支援体制の充実、そして情報提供の充実、こういったものが主に上げられております。

続きまして、24ページを御覧ください。こちらは、事業者に対するアンケートです。本市内に住所を置く障がい者福祉サービスの事業所、こちらを対象にアンケートを行ってお

ります。

アンケートの主な結果ですが、まず25ページですけれども、事業の運営上の課題や問題ということで、一番多い御意見といたしましては、職員の確保が難しいといった御意見がございました。

続きまして、ページをめくっていただいて、26ページを御覧ください。

中ほどから下のほうですけれども、3番目といたしまして、行政、関係機関などが連携を深めていくために必要な取組ということでお聞きしております。この中で、行政が中心となり、関係機関、団体、市民等の連携体制を構築していくような体制が求められているといった結果が出ております。

それから次のページ、27ページですが、市が取り組む必要があると思う分野ということで、一番多い意見としましては、労働・雇用の支援といったものが上げられております。

こうした調査、それから協議会での御意見等を踏まえた上で、本市としての計画を策定してきたところでございます。

ページ32ページを御覧ください。本計画における基本理念、目標、そして計画の体系について載せています。

基本理念につきましては「地域と支え合う 共生社会のまちづくり ちくしの～だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」ということで、こちらの基本理念を掲げております。そして、この基本理念の実現を目指すため、基本目標といたしまして7つの目標を掲げているところでございます。

そして、33ページ、計画体系を載せております。この基本目標に沿ったところでの施策を盛り込んでいるところでございます。

目標は、それぞれの分野別に設定をしております。1番が啓発・地域福祉活動、2番が福祉サービスの充実、3番が保健・医療体制の充実、4番は療育・保育・教育の環境づくり、5番が生涯学習の充実及び社会参加の充実、それから6番が雇用・就労の促進、そして7番目が福祉のまちづくりといった形で目標を掲げているところでございます。

基本施策についての御説明をさせていただきますが、施策については、前計画からの継続といったものが基本になっておりますが、変更点といたしましては、まず、基本目標2のうちの③でございます。居住系サービスの推進という形をしておりますが、前計画では、施設福祉サービスの推進といった施策を上げておりましたが、現在、施設入所という考え方より、地域で暮らせる、安心して暮らせるまちづくりを目指しているというところで居

住系サービスというものが推進されておりますので、こちらのほうを変更しているところでございます。

そして、新しい施策といたしましては、基本目標2のうちの⑥障がい福祉人材の確保・定着といったところで、施策を新たに上げさせていただいております。

50ページを御覧ください。こちらに施策の現状と課題、施策の方向、主な取組を掲載しております。

先ほど、アンケートの結果でも、事業所においては職員の確保が難しいといったお話がございました。こうしたことから市のほうでは、障がい福祉サービスの事業所等との連携強化や情報共有を目的としたネットワーク会議、こちらの充実を図って、人材の定着化といったものにつなげていきたいと考えているところでございます。ネットワーク会議は、これまでも実施してきておりましたが、今後につきましては、子どもを対象とした事業者が非常に増えておりますので、例えば子どもをテーマにした分科会的なもの、それから相談支援体制に特化した会議、こういったものを設けて、テーマを少し絞った形での開催で充実化を図っていききたいと考えております。

そしてもう1点、新たに入れた事業について御紹介をさせていただきます。先ほどの計画体系の基本目標7のうち⑤です。虐待防止の推進といったところであります。施策の御紹介ページは73ページになります。

これまでも虐待防止については取組を行ってきたところでございますが、今後、こちらについても障害者虐待防止法により、虐待を発見した人は速やかに市町村への通報義務があるといったこともございますので、その制度の周知徹底、そして、こちらについては、筑紫地区で自立支援協議会というものを設けておりますので、障がいのある人の権利擁護の調査研究等を行って対応力を深めていくと、こういった取組を行っていききたいと考えているところでございます。

本計画につきましては現在、最終調整を行っているところでして、今年度中の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございました。それでは、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口　茜君）　行動計画の50ページの人材確保の件ですけれども、子どもをテ-

マにした分科会を開催するとのことで、これをすることで、どれぐらいの人材確保とか定着を見込んでらっしゃるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 人材の確保の数値的な、例えばこれをするによって何人といった目標は設けていないところですが、連携を強化することによって対応力を上げることによって定着化、こういったものを目指しているというところでございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 新規の人材確保とかの何か具体案がもしあれば。

○委員長（西村和子君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 現在のところ、確保についての具体的な施策については持ち合わせていないところでございますが、今後、それぞれの事業者さんと連携強化を図ってまいりますので、そういったところで情報共有化をすることによって、何か意見交換によって新たなアイデアが出てくる、そして市がそれを取り組んで支援をしていくといった形ができればいいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 事務作業が多いとか、実際に課題に関することとかが書いてあると思うんですけど、経済的な支援とかは考えていらっしゃるんですかね。

○委員長（西村和子君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 事業所さんに対する支援というのは、現時点では考えておりません。人材の確保・定着とは少し離れているかもしれませんが、物価高騰等により、経済的な部分について支援ができるように、スポット的にはさせていただいておりますので、こういったところでさせていただければと考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 以前も少し申し上げたと思うんですけども、計画なり行政施策を進めていく上で、当事者団体であるとか当事者の方に寄り添って進めていただきたいとい

うところを以前から申し上げていると思います。

この計画に当たってパブコメを取っていて、その結果、何もなかったと、ゼロ件だったということについて、どういう受け止めをしているかというのをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○委員長（西村和子君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 今回パブリックコメントを実施しました。ホームページによる周知だけでなく、広報ちくしのによる周知、そして実際の紙の冊子等も情報公開してコミュニティセンター等に設置をいたしまして広く御意見をいただけるような取組とさせていただいたところですが、意見がゼロ件であったということということで、やはり障がい者施策、福祉について、当事者の方だけでなく、全部の市民の方が考えていただけるようにしなければならないと改めて思ったところですので、広報等を通じて今後も、そういった障がい者差別の解消であったり、それから合理的配慮、こういった、市民の皆さん方にも理解、協力いただきたいというものを広く発信していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 63ページの多様な雇用・就労の促進のところなんですけれども、特に、ここにも書いてありますけれども知的障がいとか精神障がい、こういう方の就労が非常に難しいというのは実際の当事者の方からの声もよく聞くんですけれども、その中で最も厳しいのが、大体、一般企業からすると、その人に対する保証人という方が必要というふうに言われるらしいですね。その保証人がない方も結構いらっしゃるでしょう、保証人になっていただける方が。そういう人たちが働けないんです。

働く意欲はある、生活保護も頼らずに自分で働いて、何とか生計を担いたいと感じていらっしゃる方もたくさんいらっしゃるんですけども、そういう人たちの手だてというところでいうと、何か支援方法というのはあるんですか。

○委員長（西村和子君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 66ページに主な取組というところで掲載させていただいておりますが、現在、福岡県のほうが障害者就業・生活支援センターというものを設けております。これにつきましては、就職をしたいと考えている障がいのある人やその保護者の方々、また、あるいは障がいのある人を雇用しようと考えている事業者の皆様をサポ

ートするといったセンターになっておりますので、こういった就業関係の御相談があったときには、こちらのほうと連携をして取り組んでいきたいというふうに考えております。

当事者の方は、例えばハローワークでお仕事を探されるといった形になるかと思いますが、そこに同行をして支援を受けられたり、それからあと、例えば面接を受けられるときにその面接の受け方とか、そういったものを支援してくださるといったところですので、こういったセンターの利用を促進していきたいというふうに考えております。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

ほかに。

原口委員。

○委員（原口政信君） 73ページですけど、虐待防止の推進のところ、障害者虐待防止法によると、速やかに市町村に通報の義務というのが課せられていますけど、もちろん児童虐待も通報の義務というものはあるんですが、これ生活福祉課のほうに通報が来ると思うんですね、ここで書いてある範囲内では。この来た後の取組、どういう形で対応しているのかというのを、事例を含めてもいいんですけど、ちょっとそれを教えてください。

○委員長（西村和子君） 永田係長。

○障がい者福祉担当係長（永田新太郎君） 取組といたしましては、通報を受けた場合、まず確認作業を第一に行っております。通報者の方への確認、それから通報された事業所への確認ということをしていただきます。

事例でありますと、やっぱり虐待をされている疑いがある方がいるという事例、それから本人さんからの訴えと、様々ありますけれども、まず確認作業から入らせていただいて、そして、その通報があったことについては福岡県と連携しながら対応することになります。

今回たまたまなんですけど、性的な虐待というケースがありまして、そちらについても当事者の方のお話を聞かせていただいて、その後、事業所さんのほうに聞き取りの調査を行っています。内容的には、指定停止だとかそういった話はなかったんですけども、実際、事業の運営の在り方について、市のほうからの指導を行ったりという対応をしています。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 性的虐待もそうなんですけど、全体的にやっぱり物すごく障がい者の虐待の場合はデリケートな部分をかなり含んでいますので、専門家、いわゆる、そういった形で熟知してある方々の相談業務とか、そして現場へ行っても、物すごく行き違い

もあった。私もちょっと報告を受けたことがあるんですね。直接本人が連絡してきて、しかし行って現場を確認したらそうでもなかったということもあれば、様々にあると思うので、その辺の専門家的な方々をきちんと擁して対応に当たらないと、なかなかそれは難しいなというふうにいつも思っていたんですね。

だから、家庭児童相談室、直接ではないですけど、幼児であれば教育委員会の一部、指導主事等も含めて、そういったところの協議を、ケース会議あたりをきちんとした上で対応していかなければいけないのかなと思っているんですけど、今の生活福祉課の中の対応で十分だと思っていらっしゃいますか。ちょっとそこを聞きたい。

○委員長（西村和子君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 現在、生活福祉課において、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持って、相談支援事業の経験のえられる会計年度任用職員さんを配置しております。これにより様々な、虐待も含めたところでの相談支援体制を構築しているところですが、やはり対象者の方が増えているというところもありますので、今後、充実をさせていく必要性はあるなというふうには考えております。今現在、研修等が福岡県の主催で行われておりますので、こういったものに参加して、スキルアップをしていただく、そしてまた、家庭児童相談室や教育委員会のほうと必要に応じて連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 43ページをお願いいたします。相談支援体制の充実でございます。一番最後に「引き続き総合的な相談支援体制の強化を図る必要があります」で、44ページに主な取組が具体的に列記をされてございます。

せんだって、地域の近所の方が、心臓手術をしなくてはならない、仕事もできないというようなところで相談窓口に来たところ、本当に親切丁寧に厚生医療の相談、助言をいただきまして、うまくつながりまして、本当に今、生活をされてあります。本当に感謝をされてありました。

そういった中で、わらをもすがるような思いで相談に来られたんですけども、やっぱり来られたときは本庁の生活福祉課でございました。やっぱり身近なところに相談窓口をもう少しできるように検討をお願いしたいと。これはまた、業者側の事業者の協力とか費用負担とかの問題もございまして、本計画にはなかなかすぐにはいかないと思いますけど

も、ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。回答できますでしょうか。

○委員長（西村和子君） 虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 先ほどの委員の御意見、それから事業者アンケートでも、どこに相談したらいいのか分からないといった御意見もございました。やはり身近なところに相談窓口があるというのは非常に理想的かなと思っておりますので、相談しやすい体制、こういったものについては大きい目標として進めていければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 続きまして、災害時等の対応でございます。大規模な災害が起きた場合、逃げ遅れて、最悪の場合、命を落とされるとか、そういった確率が高齢者と障がい者の場合が高いといったことが言われてございます。それで、新規に手帳を入手された方等で、手帳をもらいに来られた方には、手引に基づいて詳しくいろんなサービスの制度を紹介されると思いますけども、ぜひとも災害時等の要援護者支援制度に登録をしていたきたい。ガイドブックですね。それによって、地域とのつながりができますし、そして地域での避難体制を築いてもらおうと、そういったことにもつながってまいりますので。これは要望でございます。ぜひともつなげていていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） 答弁は要らないですね。御意見として。

○委員（檜木孝一君） はい。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

そしたら、それでは、質疑をここで打ち切りたいと思います。どうもありがとうございました。

では引き続きまして、陳情・要望第3号、手話言語条例の制定に関する陳情の件を議題といたします。

本件に関しましては、生活福祉課も関連課として出席いただいております。

では、事務局より朗読をお願いいたします。

○係長（栗原 忠君） では、朗読させていただきます。

陳情・要望等第3号、手話言語条例の制定に関する陳情。

陳情事項。仮称、筑紫野市手話言語条例を制定してください。

趣旨。

国連総会で、毎年9月23日は手話言語の国際デーと決議されています。

決議文では、手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう、国連加盟国が手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進するとされています。

これを受けて、日本も手話は音声とともに言語であるということを批准しています。

また、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、誰一人取り残さないという理念を掲げており、17の目標（ゴール）には、聴覚障がいを含めた障がいのある人に直接言及しているものもあります。

これらを踏まえ、福岡県下では現在、直方市や朝倉市・田川市・宮若市・飯塚市・豊前市をはじめ16の市町村において手話言語条例が制定されています。

また、先般、私たちは、福岡県や県議会に対して県手話言語条例を制定していただくよう要請行動を行ってまいりましたところ、2022年12月議会において、福岡県手話言語条例の制定が決まり、2023年4月1日より施行されました。

この条例制定を記念するとともに、本条例制定の重要性を広く周知することを目的として、本年1月28日に春日市にあるクローバープラザにおいて、福岡県主催により、聴覚障がい者でアスリートの早瀬憲太郎さんに「ろう者の誇りとアイデンティティ」と題して、手話での講演会が開催され、会場は、福岡県副知事や福岡県議会議長代理など御臨席のもと、多くの議員さんや、立ち見が出るほどの参加者で大盛況でした。

この県手話言語条例を具体的に実施されていかれるのは県下の市町村との認識のもと、愛する子どもたちがいつでも安心して安全な生活ができますよう、筑紫野市と同市議会におかれましては、仮称、筑紫野市手話言語条例を制定していただきますようここに陳情いたします。

提出者、久留米聴覚保護者の会会長高瀬彩花。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。

それでは、執行部より説明をお願いしたいと思います。現状について。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 手話言語、聴覚障がい者の方に対する意思疎通といったところで現在行っていることといたしましては、手話通訳者の派遣、それから設置とい

ったものを行っております。市の業務をする際に手話通訳を介して意思疎通を図るために、生活福祉課に通訳者を設置しております。

また、聴覚障がいの方が、例えば病院に行かれるとか、その他の用務を行われる際に意思疎通が行えるように、登録手話通訳者の派遣を行って円滑化を図っているところでございます。

また、手話奉仕員の養成講座を実施しております。平成26年から本市のほうで実施しております。それまでは筑紫野市の社会福祉協議会が実施をしていたところですが、平成26年からは本市のほうで社会福祉協議会の委託をして実施をしているところでございます。

こういった形で、施策を現在、進めているところでございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方、ありますでしょうか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません。2022年12月の県議会のほうでも福岡県手話言語条例が制定されたということで、2023年4月1日より施行されるというふうになっております。筑紫野市の先ほどの障がい者計画の中にも、派遣事業であるとか相談窓口の手話通訳者の設置、そういったところも盛り込んでおられるとは思いますが、やはりこういった手話通訳をされている方の、やっぱりこういった障がい者団体であるとか、そういったところの多くの方は、やっぱりボランティア活動で参加されてある方もたくさんいらっしゃると思います。そういったところの体制の充実であるとか、手話通訳者の人員配置の充実、そういったところもしっかりしていただきたいというところと、福岡県の条例の中には、手話を学ぶ機会の確保であるとか、それからまた人の確保、災害時の対応、そういった具体的な施策も盛り込んであると思います。例えば、手話を学ぶ機会の確保であるとか、そういったところは、私の知っているところでは、保育所の子供から、保育所の歌を歌うときに一緒に手話を使って歌ったりとか、そういった手話が言語として身近に感じられるという環境を提供していったりとか整備していく、そういったことも非常に大切じゃないかなというふうに思います。

県のほうでも手話言語条例が設置されたということで、本市においてもぜひ前向きにこういった条例の制定というのはすべきであるというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございました。

今のは御意見でしたけど、そしたら、質問と御意見と一緒にになっているので、御意見も伺いたいと思います。

どうぞ。

○副委員長（坂口勝彦君）　私のほうも消防団の方からのお話だったんですけど、聴覚障がい者の方から、自治体や消防本部の公式ＳＮＳ等で情報を配信するときに、手話を使った動画を配信してほしいという要望があったらしいんですよね。それで、消防団の方は、自分が手話ができるようになって今、勉強をされてあるそうなんですよ。

それで、この動画配信をしている自治体というのは、この条例を策定しているところが手話を使った動画も配信しているというところで、先ほど吉村委員も言われましたけど、これは検討していくべきではないかなと私も思うんですが、市としては、これを検討するということでの考えはどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君）　条例の制定についてどう思うかですか。

○委員長（西村和子君）　分かりませんか。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君）　どう考えているかということ。

○委員長（西村和子君）　前、一般質問でも出たみたいですけど、当時は考えはないということだったようですけれど、現在、条例制定についてどう考えていらっしゃるかという質問だと思いますが。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君）　これまで市のほうでは、手話通訳者の設置や手話奉仕員の養成講座等を実施してまいりました。手話言語を広めていくためには必要な施策であると思いますので、これらについては今後も継続して実施していきたいというふうに考えております。もちろん先ほど御説明いたしました計画のほうにも、実施していくということで施策として盛り込んでいるところでございます。

やはりこれを進めるために必要なのは、やっぱり施策です。施策を実施して何ぼというところがございますので、現時点では条例の制定ということは考えていないところでございます。

以上です。

○委員長（西村和子君）　では、ほかに御意見等ございませんでしょうか。

ちょっと原口委員が先でした。どうぞ。

○委員（原口政信君）　しかし、もう状況が、全国的な聾啞者の方々の活動とか、いろんなことは筑紫野市においても、各種団体からいろんな人たちのところに参加されて、そしてその中で、行政のほうが一定の配置とか、そういうお手伝いはされているとは思いますが、ただやっぱり少しこういった形で全国的にも何か自治体のほうでも盛り上がってきてよるっちゃけん、あまりする気ない、またはやりませんとかじゃなくて、ちょっと考えてみますぐらいの形は、あなたたち取っていいじゃないと。特に大事なことで私は個人的にも思いますけど。それで、今後こういう条例に向けて、ほかの他市がどういうふうな形でやっているのかというぐらいは少なくとも聞いて、こういう形でやっているんですよということを、もうちょっと幅広く勉強しながら、そしてそこでこういう課題がありますよとか、それならいいんですけど、その前の段階で、今のところやることはありませんじゃあ、ちょっと寂しいなど。

これはとても大事なことをやろうと私も個人的にも思いますし、全世界的にこの問題はかき上げられているところがありますので、そういうところ辺を少しもうちょっと調査研究、即座にやってみたらどうですか。答えられるなら、答弁してください。

○委員長（西村和子君）　休憩しますか。

虫明課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君）　今、福岡県下での制定状況ですが、先ほどの陳情書のほうでも記載がありましたが、今現在16の市町村で手話言語条例が制定されているといったところになっております。飯塚市、それから宮若市、朝倉市と制定がなされておりますので、そういったところに内容についても、県の条例であつたり市の条例、それぞれ異なる内容になっているようですので、そういったところを調査研究させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（西村和子君）　ほかにございませんか。

春口委員。

○委員（春口　茜君）　すいません、皆さんが言ったことと大体一緒になるんですけど、まず施策ごとにやるから、何かそっちが大事だとおっしゃいましたけど、条例制定についても前向きに検討していただかないといけない状況なのかなと思います。やっぱりSDGsの理念とかにも掲げてるもので、課題としても詳しく載ってあるし、県も制定しているので、筑紫野市は考えていませんってなると、やっぱりおっしゃるとおり寂しいなと思う

ので、前向きに検討していただきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、意見交換を打ち切ります。

皆様にお諮りいたします。

陳情・要望第3号につきましては、これをもちまして周知することとし、今後の議案審査、所管事務調査の参考とすることとしたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。以上をもちまして、陳情・要望第3号の件を終わります。

職員の入替えを行うため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時46分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、「第3次健康ちくしの21」計画の策定についてに入ります。

部長より職員の紹介をしていただいた上で説明をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、説明のために健康推進課の職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課長の毛利と申します。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしく願います。

では、お願いいたします。毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 説明の前に、大変申し訳ございません、資料に一部誤りがございまして、訂正をさせていただきたいと思います。

訂正箇所を申し上げます。「第3次健康ちくしの21」の冊子の8ページでございます。

8 ページをお開きいただきますと、下の段に出生率のグラフを掲載しております。グラフの中の一番右側に、2020年、令和2年度の数値がありますが、折れ線グラフの数値で「9.2」と四角で囲んでおります。この「9.2」が誤りで、正しくは「8.3」でございます。「8.3」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（西村和子君） どうぞ、お願いします。

○健康推進課長（毛利早希君） では引き続き、健康推進課から「第3次健康ちくしの21」計画の策定について御説明をさせていただきます。

委員会資料の15ページをお開きいただきたいと思います。

この「第3次健康ちくしの21」は、現行計画の評価、分析結果等を踏まえながら、第7次筑紫野市総合計画を上位計画とし、国、県及び市の関連計画との整合性を図りながら策定しております。

第2次計画では、自殺対策計画は、健康増進計画の対策において推進する心の健康づくりの部分に位置づけられておりましたが、第3次計画では、三つの計画を基本として一体的に策定しております。

計画期間については、国の健康日本21と整合性を図る観点から、令和6年度から令和17年度までの12年間の計画としております。長い計画期間となりますので、総合計画や社会情勢の変化等に対応するため、令和11年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととしております。

計画策定に当たっては、昨年度より、健康づくり推進協議会を計6回開催し、御意見を伺いながら、併せて庁内会議においても検討を重ね、昨年12月に素案が完成いたしました。素案について、12月中旬から約1か月間パブリックコメントを募りましたが、御意見はございませんでした。

ここからは、お手元にお配りしました冊子「健康ちくしの21」の冊子を御覧いただきながら、計画の内容について、要点を絞って御説明させていただきたいと思います。

冊子の36ページをお開きいただきたいと思います。36ページでございます。

計画の基本方針でございます。「みんなでつくる 健やかなまち ちくしの」を基本目標に、健康だと思える市民の割合の増加と、新たに加えた平均自立期間の延伸の二つの指標を最重要の成果指標として掲げております。

平均自立期間は、いわゆる健康寿命の一つであり、日常生活動作が自立している期間の平均を指しております。本計画においては、要介護2以上、つまり、健康から要介護1ま

での状態を自立した期間とみなし、心身ともに健康で暮らせる期間を延伸するための取組を推進してまいります。

次の37ページでございます。

今回の計画では、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりという考え方を新たに取り入れ、基本的な方向性としている点が一つの特徴になります。ライフコースアプローチとは、胎児期から高齢期に至るまでの生涯を、段階ではなく、一つのつながりで捉えた健康づくりのことを指しております。幼少期からの生活習慣や健康状態は成長してからの健康状態にも大きな影響を与えることから、若い世代から取組を始め、高齢期に至るまで健康維持に取り組むことが重要という考え方によるものです。

この考え方にに基づき、五つの対策それぞれの中で子どもから高齢者までの取組を進めてまいります。

38ページ、39ページを御覧ください。計画の体系になります。

「みんなでつくる 健やかなまち ちくしの」の基本目標の下、五つの対策を柱として、各対策と、各対策の目指す姿の実現に向け、様々な事業を展開してまいります。

対策ごとの特徴を、評価指標を見ながら御説明させていただきたいと思います。40ページをお開きください。

評価指標は、最重要目標として2項目、それから、対策1から5までの指標で54項目について目標値を定めております。

対策の1から3までが健康増進計画の部分になります。

対策1では、子どもの運動習慣や、若い世代からの適正体重の維持といった視点を加え、新しく指標を設けております。

41ページにございます対策2については、これまでの生活習慣病の発症予防に加えて、重症化予防対策に着目した指標を新たに取り入れました。

42ページを御覧いただきたいと思います。

対策3では、社会活動が健康によい影響をもたらすことを踏まえ、社会活動の重要性を盛り込んでおります。

対策4は、食育推進計画の部分になります。中ほどに「再掲」とありますが、これは対策1と共通の指標になりまして、健全な食生活の観点からも取り組むべき指標として、対策4においても重ねて掲げております。

43ページは、対策5になります。自殺対策計画の部分に当たります。

対策5では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してまいります。子どもや若者の自殺対策を強化することとしており、自殺の要因軽減のための支援体制充実に着目した指標を新たに掲げております。

44ページ以降は、各対策の詳細を記載しておりますので、御一読いただければと思います。

本計画の推進に当たっては、地域や教育関係者、行政等の多様な関係者が連携しながら、効果的かつ総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。では、質疑のある方はいらっしゃいませんか。ありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 資料の9ページ。3で平均自立期間ということで、初めてこの言葉が登場してきたかなというふうに思います。ということで、筑紫野市の場合が、男性、女性とも、県平均、全国平均よりも約1ポイントそれぞれ自立期間が高くなっているということでございます。

これ、以前から私、健康寿命ということで注目をしておったんですけども、よく似た概念ということで、高くなっております。いいことだというふうに思いますけども、これ、何で1歳高くなつとうとの原因とか、何かそういったものを分析等がなされたのであれば、何で高くなつとうとかというのがあれば、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） これまで筑紫野市では、健康運動サポーターさんを中心に、地域の方のところに出向いて行って、公民館やコミュニティセンター、いろんなところで運動の習慣づくりの取組を進めてまいりましたので、そういった広く市民の方に運動をしていただく機会を提供したというところも、こういった結果につながっているのではないかと考えております。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 了解いたしました。運動が全体でうまく機能しておるということでございます。ぜひ、今の傾向を拡大、継続していくような取組を今後もお願いしたいと

いうふうに思います。

それと、この健康推進計画は、どこの自治体でも作成が義務づけられておるというふうに思います。よその市町村と比べて、筑紫野市の特徴として上げられるようなところがあるかと思っています。ぜひそこのお話をお願いしたい。

○委員長（西村和子君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） まだ、よその市町村の計画を見てございませんので、今、3次計画と比較してのところは、ちょっと申し上げにくいところがございます。申し訳ございません。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 先ほどありましたように。健康づくり運動サポーター等の運動も今回も記載されてございますので、そこら辺に力が入っておるというふうに理解をさせていただきます。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 96ページの⑥番の、コロナ禍の影響で女性の自殺が増加傾向ってあるんですけど、その様々な問題というのが筑紫野市では課題は明確になっているんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（西村和子君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 自殺の原因というものが、一つの問題ではなくて、健康問題であったり、家庭問題であったり、学校関係であったり、人間関係であったり、いろいろなものが複合しておりますし、筑紫野市独自といいますか、特徴的なものというものは特にはないというふうに考えております。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 推測ですけど、コロナ禍の影響でって書いてあるので、自宅にいる時間が長くなったことによる虐待とか、あとは何だろうな、パートで仕事がなくなったとか、子育てのこととか、いろいろあると思うんですけど、何かそういった相談とかって、来たりしてないんですかね。

○委員長（西村和子君） 休憩しますか。しばらく休憩します。

————— ・ ————— ・ —————

休憩 午後2時01分

再開 午後2時01分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 個別の相談の内容については、秘密を守るということもございますので把握はできておりませんが、市の中でもいろいろな機関で相談を受け付けておりますので、そういった相談体制については、今後とも連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

それでは、古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 同じページの96ページの、生きることの促進要因への支援なんですけども、何か哲学ですね。生きることって大変だと思うんですけども、居場所づくりとか書いてあるんですが、これ、実際どういうことを考えておられるのか教えてください。

○委員長（西村和子君） 毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 自己肯定感であったり、信頼できる人間関係であったり、危機回避能力であったり、そういったことを考えているんですけども、ゲートキーパーというものがあります。周りの方が早期に気づき、様子がおかしいなっていう気づきをしていくことによって、その方に声かけをしていったりすることによって、自分も孤独ではないというところを分かっていたり、そういったところを周りの方が支えていくといったところを考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） いいですか。

それでは、質疑はもうありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

それでは、ここで15分まで休憩したいと思います。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、令和5年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告についてをお願いいたします。

部長より職員を紹介していただいた上で説明をお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、子育て支援課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 子育て支援課長の岡嶋と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○子育て支援担当係長（佐藤武朗君） 子育て支援担当係長の佐藤と申します。よろしくお願い致します。

○母子児童担当係長（森田 薫君） 母子児童担当係長の森田と申します。よろしくお願い致します。

○委員長（西村和子君） よろしくお願いします。

じゃあ、課長お願いします。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） それでは、ただいまより、外部評価委員会答申結果に対する検討方針の報告について御報告をさせていただきます。

まず、この外部評価につきましては、あくまでも執行部内の改善や見直しの一環であり、仮に、検討結果として事業の大幅な見直しや予算の削減、さらには事業の廃止等を行う場合には、当然、議会への提案や報告、説明を行いながら実施するものであります。今回の報告内容は、これらの見直し等の途中経過を報告するものであることを御理解いただきますようよろしくお願い致します。

子育て支援課におきましては、資料の3事業が審査を受けておりますので、その概要と検討方針について御報告をさせていただきます。

では、説明資料の16ページをお開きください。

まず初めに、家庭児童相談事業についてです。

本事業は、児童や保護者等からの様々な相談に適切に対応できるように、家庭児童相談員5名を配置するとともに、家庭内や学校等における児童の育児等の悩みや問題点の相談に当たっております。

また、虐待については、要保護児童対策地域協議会として、関係各課、関係機関等と連

携を取りながら問題の解決に当たるとともに、虐待防止の啓発を行うものです。

評価結果は見直しです。

改善項目は3点で、①子育て相談窓口の在り方について、②職場体制の検討について、③需要に合わせた相談体制の維持についてです。

検討方針としましては、子育て相談窓口のワンストップ化に向けた取組、オフィスの一体化ができる職場環境の確保、そして、子育て支援に関して迅速かつ細やかな支援体制ができているかを評価するための指標に係る検討、需要に合わせた相談体制を維持するための指標や仕組みの検討に努めてまいります。

次に、資料の19ページ、利用者支援事業についてです。

本事業は、子育て家庭の身近な場所で、子育てに関する悩みやニーズを当事者目線で一緒に考え、相談しやすい寄り添い型の支援を行い、その子育て家庭にふさわしい支援の利用につなぐほか、子育て家庭のニーズを把握した上で、適切な情報の提供や利用支援ができるよう、関係機関や地域の子育て支援団体との連携・協働の体制づくりを行うものです。また、そのために子育て支援コーディネーターを1名配置しております。

評価結果は見直しです。

改善項目は3点で、①事務事業の拡充に向けた取組について、②本事業が貢献する総合計画指標の見直しについて、③LINE等の相談しやすい手段の検討についてです。

検討方針としましては、事業拡充に向けた補助金活用の検討、基本事業の成果指標と本事業の関連性の検証、そして、相談受付方法の拡充に向けた検討に努めてまいります。

次に、資料の21ページ、乳幼児健診事業についてです。

本事業は、筑紫医師会等の契約により、乳幼児期に個別もしくは集団による健康診査が無料で受けられ、かつ専門家の相談が受けられるよう整備することで、疾病や障がいの早期発見、健康増進につながるほか、子育て支援の各種事業につながるきっかけづくりや、社会的な孤立、児童虐待の防止を図るものです。

評価結果は見直しです。

改善項目は3点で、①成果指標の追加について、②子育てアプリによる健診、予防接種の実施率向上について、③受診率向上への集団健診化についてです。

検討方針としましては、成果指標に、未受診者のうち健康状態が把握できた割合を追加します。また、子育てアプリの活用に向けた調査研究及び利用促進に係る検討、受診率向上に寄与する他自治体の取組について検証しながら、本市の実情に合った健診形態の検討

に努めてまいりたいと思っております。

以上、報告を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

それでは、子ども・子育て支援事業計画についてに移ります。

報告をお願いいたします。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） では、所管事務報告、第3期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画について説明をさせていただきます。

説明資料の23ページをお開きください。

大変申し訳ございません。まず最初に1点修正がございますので、それをさせていただきます。説明資料23ページの3、対象者のところです。申し訳ございません。表外に「令和6年2月16日回収分までを含む」としてありますが、この「16日」が間違いで、「21日」が正しい数字となっております。訂正のほどよろしく申し上げます。申し訳ございませんでした。

よろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） お願いします。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） では、まず、事業概要についてです。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法第7条に基づく市町村行動計画であるとともに、筑紫野市子ども条例第10条に基づく行動計画と位置づけられ、本市の子ども・子育て支援事業の円滑な実施を図ることを目的として策定しているものです。

現在は、令和2年3月に策定しました第2期計画の計画期間中で、令和6年度が計画期間の最終年度であることから、次期計画を策定してまいります。

次に、2、ニーズ調査についてです。子育て家庭の実態及び子育て支援のニーズについて把握することにより、子育て支援施策の充実をするとともに、計画策定の基礎資料の一つとするものです。

3、対象者です。表にありますとおり、対象者枠を3枠に分け、それぞれ2,000世帯を無作為抽出しました。回収率は、表のとおりで、前回2期の調査時よりも若干上回ってお

ります。

4、調査期間です。令和6年1月6日から2月9日で設定をしておりましたが、2月9日以降も非常に多くの返信をいただきましたので、集計は、先ほどの訂正した分になりますけれども、2月21日回収分までを含めて回収率を算出しております。

次に、5、スケジュールについてです。資料のとおりに予定を立てておりますが、これから量の見込み等、県とのすり合わせを行いつつ進めなければならないものでもありますので、国、県の進捗状況にも当然影響を受けることとなります。そのため、現在のスケジュールはあくまで案であり、今後変更は生じるものと御理解いただければと思います。

最後に、6、策定体制についてです。保護者、事業者、学識経験者などにより11名で構成しております。筑紫野市子ども・子育て会議を設置し、協議を経て策定を行うこととしております。

以上、報告を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） すいません、一番下の策定体制の保護者というのは、どういうふうに決められているんですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 保護者枠が数枠ありまして、まず保育所保護者会の会長さんが1名、それから筑紫野市児童クラブ保護者会の会長さんが1名入っております。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

じゃあ、私のほうからすいません。

ニーズ調査をされていますけど、これの詳細のデータはいつ頃、公表されるんでしょうか。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君） 結論から申し上げますと、早くてもパブリックコメントを行う以降というふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございました。

ほかにございませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君）　ごめん、さっきのところでちょっと聞こうと思ったんやけど、せっかく子育て支援課来てあるからですね。家庭児童相談室の令和５年度の相談件数は何件だったかいな、結局。今、分かる範囲でいいです。

○委員長（西村和子君）　課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君）　大変申し訳ございませんが、令和５年度まだちょっと集計中でありまして、今この場で申し上げることはできないという形になります。

○委員（原口政信君）　かなり多いっちゃうこと。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君）　そうですね、それもちょうと数字を見なければ分かりませんけれども、昨年度と同等の相談数はあっているものと思っております。

○委員（原口政信君）　七、八百件ぐらい、1,000件ぐらいですか。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君）　ちょっとお待ちいただけますか。令和４年度の相談件数の累計が7,146件でしたので、１人当たり1,500件ぐらいを受けていただいているというような形になります。

○委員（原口政信君）　それは７人でっちゃうことですか。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君）　いえ、５人ですね。

○委員（原口政信君）　５人か。相談員の方たちだけで。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君）　はい。

○委員（原口政信君）　お疲れさまです。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君）　ありがとうございます。

○委員長（西村和子君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　なければ、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

それでは引き続き、所管事務報告、令和６年度新規事業、多胎妊娠健康診査費用助成事業についてに入ります。

子育て支援課より報告をお願いいたします。

課長。

○子育て支援課長（岡嶋桐子君）　では、所管事務報告、多胎妊婦健康診査費用助成事業

について御説明をさせていただきます。

説明資料の24ページをお開きください。まず、事業概要についてです。

本事業は多胎児を妊娠している妊婦に対して、妊婦健康診査に要する費用の一部を助成するものです。双子や三つ子を妊娠した多胎妊婦は、身体への負担も大きいため、より多くの健康診査が必要となる場合があります。その健康診査に係る費用を一部助成することで、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的としているものです。なお、手続は償還払い方式としております。

次に、対象者と助成件数についてです。対象者は、妊婦健康診査受診日において筑紫野市に居住及び住民票を有し、妊娠届出時等に受け取った妊婦健康診査受診券で既に14回の助成を受けたものとします。なお、所得要件はございません。また、助成件数は年間6件程度を予定しております。

次に、4、助成費用額です。医療機関または助産所において行った妊婦健康診査のうち、基本健診に要した費用に限るものとしております。助成金額は1回当たり5,100円で、妊婦1人当たりの上限回数は5回と設定しております。

次に、周知については、資料のとおりです。

最後になりますが、事業開始は令和6年4月1日を予定しております。

以上、報告を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

職員入替えのためにしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時34分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

陳情・要望第2号、英語の学力改善に向けての陳情の件を議題といたします。

本件に関しましては、学校教育課も関連課として出席いただいておりますので、長澤部長より紹介いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） お疲れさまです。午前中の二つの審議に引き続き、午後から、引き続き学校教育課のほうが出席をしております。関係職員が自己紹介いたしますので、よろしくお願いいたします。

そして、委員会に遅れまして申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） 学校教育課長の高木です。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（鶴澤 宏君） 学校教育課学校教育担当係長の鶴澤です。よろしくお願いいたします。

○教育指導担当係長（山下 勝君） 学校教育課教育指導担当係長の山下と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

それでは、事務局より朗読をお願いいたします。

○係長（栗原 忠君） では、朗読させていただきます。

陳情・要望等第2号、英語の学力改善に向けての陳情。

事項としましては、J T E（英語専門の日本人講師）の雇用の検討。

要旨につきまして、私が塾業界に入り、25年ほどが過ぎました。昭和時代のスパルタ教育、平成のゆとり教育など、様々な教育方法を塾という業界で見てまいりました。塾業界では、成績を上げることに集中し、集客し、結果を出してまいりました。

私は、筑紫野市において、この約25年という長い年月を通し、いろいろな児童・生徒・保護者と触れ合えることができました。文部科学省が小学校で英語教育を導入する前から、地元児童生徒、大人を対象に英語を教えてまいりました。もちろん一貫して成績は上がりました。

初めは外国人講師を雇用し、授業を広めてまいりました。ある程度の月日の経過の後に、私が直接英語という学問を教授してまいりました。少人数制ということもあり、かなり目が行き届き、詳細まで指導できておりました。

しかし、新型コロナウイルス蔓延に伴い、行政どころか教育まで止まってしまい、かなり英語の成績が下がってきたと体感しております。

外国人講師を雇用することは、人件費も安くなく、そもそも外国人講師の確保自体難しくなっております。A L T講師は、決められた日数回数をこなせば、給料が発生し、成績

は管理団体の管轄になるため、英語のレッスンを実施して帰宅するという、言い方は悪いかもしれませんが、責任がありません。

私は、外国人講師の雇用を減らし、JTE日本人講師の採用がいいのではないかと思います。なぜ日本人非常勤講師のほうがいいのかといいますと、授業で何をして、どういう結果を期待しながら授業を進めるという、根本的な日本の教育に合っているからです。決して外国人講師が悪いわけではなく、教育を受けた環境の違いから、やろうとしていることが相手に伝わりにくいからです。もちろん文化背景も違います。

雇用形態はさておき、英語教育に精通している非常勤講師を採用し、各公立小中学校へ派遣し、成績推移の管理等職務に当たってもらったほうが、教員の仕事削減、外国人講師の人件費大幅カット（たしか1人当たり年間400万円だったと思います）、プラス英語の専門職員の小中学校への派遣で、成績も必ず上がると思っております。そうすることにより、周りの市区町村へのアピールも図れ、筑紫野市からグローバル人材に力を入れているという情報発信できるのではないかと考えております。

私の経験上の話でしかありませんが、外国人講師は特別な資格はなく、在留許可、就労ビザのみで英語を教えることができます。彼らの最低時給は2,500円からで上限はありません。英語教育に精通している会社も多々あり、独自の認定書を発行し、各地元でその手法を伝授するというしっかりとしたシステムで運営されております。

文部科学省の、海外文化に触れ合い国際交流を深めるという目的もとても大事だと思いますが、英語の成績が下がってきている現状で、足元をしっかりと固め、少しでも英語の理解力を児童生徒に持ってもらい、それをアウトプットするという意味でインターネットを用い（各学校に完備済み）、海外との交流の場を設ければ、そこから生まれてくるグローバル教育の真髄に触れることができると思います。

お隣の市である那珂川市では、土曜日の朝9時から、民間の塾講師が派遣され、那珂川の中学生で、希望者のみではありますが、毎週2時間ほど指導しております。私も、初年度に招集されました。内容は英語と数学でした。驚いたことに、筑紫野市の中学生同様アルファベットがまともに書ける生徒がいなかったのには驚きでした。1クラス約25名前後の生徒のうち20名がまともに書けていないのが現状でした。日本語で日記を書くときに、わざわざ日本語を頭で考えて書き始めますか。そうではないと思います。

同時に、まさかと思い、100ます計算もしてもらいましたが、こちらもびっくりするぐらいできていなかったのが驚きでしかありませんでした。算数は計算量と経験でカバーで

きるかもしれませんが、英語だけは積み重ねていかないと、まともに読む、書く、聞く、話すはかなり難しいと思っております。

決して外国人講師をけなしているものではなく、一定レベルの英語教育法を取得していないと、ただの楽しい授業で終わってしまっています。児童生徒のたった9年間ですが、彼らにとっては物すごく大きな9年間です。日本人講師を採用することにより、コストの削減のみならず、成績管理、そして一番重要な小学校から中学校への英語のかけ橋を強靱化することにより、中学校からの英語難民を少しでも減らせると思います。

提出者、西日本外国語学院、今井塾、今井和男。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

では次に、本陳情内容に関する現状について、執行部から説明をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 陳情・要望等第2号、英語の学力改善に向けての陳情に関して、現状を御説明いたします。

まず、学校教育課においては、児童生徒が日本語的英語ではなく、現地の英語を聞くことに慣れたり、正しい発音を習得したりすること、また、文化・習慣に触れる時間を多くして国際化社会を生きる力を養うことを目的に外国語教育推進事業に取り組んでおります。

具体例としては、陳情にも触れられております、業務委託による外国語指導助手——A L Tの派遣や、福岡教育事務所からもA L Tを派遣していただいています。また、中学生英語スピーチコンテスト及び小学生英語交流会、こういったものに取り組んでおります。

それで、市で業務委託しているA L Tは、小中学校における外国語活動及び外国語教育の一層の推進を図るとともに、学校において児童生徒に、外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際感覚を養成することを目的に、5名を派遣しております。

内容としては、英語教育、外国語活動、こういったものの指導のほか、音楽の授業とか、昼休みの時間での児童生徒との交流活動、それから、学校内外での行事運営の支援や参加、こういった業務を担っていただいております。

各学校に対して、A L Tに関するアンケートを行っておりますけれども、児童生徒がA L Tが来るのを楽しみに待っていたりとか、コミュニケーションを楽しむ姿が見られるという回答から、A L Tの派遣・配置による児童生徒の外国語に対する学習の効果が感じられております。

また、陳情の中で触れられている英語の成績ですけれども、福岡県の英語能力向上事業で行われているテストがございまして、このテストの経年変化においては総合的に上昇傾向となっておりますので、教育委員会としては、市教委の取組や各教職員の日々の指導が着実に積み上げられていると認識しているところです。

そのため、陳情事項とされているJTEの雇用に関しては、費用対効果とか近隣市での導入状況等も確認しながら、必要性を考えていくべき課題であると捉えております。

説明は以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。それでは、まず質疑のある方、挙手をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、意見のある方はどうぞ挙手をお願いします。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 私もALTに効果があるというふうに自分では考えております。

陳情内容に、成績が下がってきている現状、それに対しまして、執行部のほうから、上昇傾向にあるというふうにありましたけれども、成績の評価は、読む、書く、聞く、話すというふうに、個別の分野で英語の分野は出されるというふうに思います。それプラス、今、大事なものは、外国人と積極的に交流しようという、積極的な立場ですね、態度ですね、そういうものが大切だというふうに考えております。

陳情の内容を見ますと、成績が下がってきている現状でということで、そこら辺が一切書いてないので、ちょっと陳情の内容には疑問を感じております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君） 私、この間、調べた結果では、全国の英語の平均が100としたら、県が92、そして筑紫野市が98って、うっすらに覚えとっちゃけど、これは間違いなかったですかね。そんなもんやろ。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 全国平均を100としたときに、県が92、市が98です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

原口委員。

○委員（原口政信君） 教員不足というのがあるやないですか。英語の教師もそういう形で、教員が不足しているという状況。だから、こういったやり方がどうかというのは分かりませんが、人材がいないときに、いろんな方面から検討するということはやっぱりしたほうがいいのかなという気がしますけどね。全国的にもそういう形でやってきて、小学校あたりの外国人の方々が来られてやっている制度、立派なもんだと思っていますし、現地の人たちと違和感なく親しみながら学習ができるという。檜木さんが言うごと、非常にそういうところはそれで結構なことだろうと思うし、足りないところの補充とか、そういう意味では、何かそういうふうな方向性も少し考えたらどうかなと思っているんですけどね。そこら辺は調査研究の余地はあるんですか。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） そういった観点での検討は必要かなと思います。

○委員長（西村和子君） ほかに御意見はありませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 外国人の先生とかに、じかに英語を教えてもらうとか、ネイティブイングリッシュに触れていくというのはとても大事なことだと思いますし、一昔前は、やっぱり外国の方と接する機会がなくて、それが物すごくインパクトが強くて効果的だったと思うんですけども、今はもう日常生活の中に外国の方が既にあふれているような状態で、ここに書いてある、中学校からの英語難民を少しでも減らせるという。日常の中で英語を使う機会というのが物すごく増えてきたということと、これから使わなければならない機会も増えてくるというふうに思いますので、もちろん外国の先生に主に教えてもらうこともいいかもしれませんが、一番子どもたちにとって英語の学力が伸びるような方法をこれからも考えていただければというふうに思います。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。御意見として伺います。

春口委員、どうぞ。

○委員（春口 茜君） アンケートで、子どもたちが楽しみに待っているということで、ALTに関しても、英語の全国的な成績も上昇傾向にあるということで、この点はこの点で、私が先生とかから直接聞くと、やっぱり英語を教えることに対してはちょっと、何というかな、大変さがあるというふうに聞くので。でも、その中で職員研修とか、英語をさらに先生たちが勉強するってなると、やっぱり先生たちの負担にもなるのかなと思うので、何かこれはこれでまた先生たちの、新しい先生の採用みたいな、JTEでしたっけ、その

採用とかはあってもいいのではないかなと思います。意見です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、意見も出尽くしたようですので、これで意見交換を打ち切ります。

皆様にお諮りいたします。

陳情・要望等第2号につきましては、これをもって周知することとし、今後の議案審査、所管事務調査の参考とすることとしたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。以上をもちまして、陳情・要望第2号の件を終わります。ありがとうございました。

それでは、所管事務調査、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、公費で算数ボックスを購入し、児童に貸与するものについてに進みます。

それでは、報告をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、学校教育課で別におつくりしました常任委員会資料のほうの3ページをお開きください。

算数ボックス購入に係る取組について報告をさせていただきます。

初めに、本事業の概要でございますが、小学校2年生までの算数の教材として使用する算数ボックスについて、これまで入学時に保護者に御購入をいただいておりますが、学校からの意見や保護者の経済的負担、再利用による環境配慮等を踏まえて、市が一括で購入して学校に配付し、児童への貸出しを行うこととするものです。

本事業の検討に係る体制ですけれども、教頭会で具体的な製品の選定や運用方法等の検討を行うことについて、校長会での承認をいただいて、1月16日開催の筑紫野市教頭会において協議検討を行っております。

算数ボックスの選定については、候補製品の比較検討を行い、指導面や価格面で総合的に検討いただいて、教頭会全員一致で、ヒシエス誠文社製の算数ボックスが指示されております。

次に、運用面についてでございます。

令和6年度、7年度の2か年で、1、2年生全児童分を市が調達し各教室に配置するこ

とし、以降は教室に配置された算数ボックスを繰り返し再利用することとしています。
紛失や破損、消耗等の不足が発生した場合に適宜補充購入を行うこととします。

また、セット内に通常同梱される足し算や引き算などの学習に使う計算カードについては、授業等での使用方法に鑑みて、引き続き個人購入することとしております。

なお、現在、各個人が購入し使用している算数ボックスについては、内容品の全てに個人名が記載されていることなどから、寄附によるリユースには適さないという教頭会の見解を得ておりますので、寄附によるリユースは行わないこととしております。

説明は以上になります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。それでは、質疑のある方はありませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。これ所管事務調査、ちょっと出させていただいたんですけど、ちょっと確認ですが、運用方法についての部分で、まず、新入児童分というのは何人分なのかというのと、あと、その調達額を確認したいというのが一つですね。それと、2番目の「算数ボックスを再利用し」のところなんですけど、これ中身ってどんなものが入っているのかなというの、ちょっと私があんまり詳しくないので教えていただきたいというのと、次が、計算カード、これは金額的に幾らなのかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（西村和子君） 高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） まず、新入児童分の今年度の数が、予備分とかも含めまして1,294の購入です。

単価のほうですけれども、税込みで2,350円です。

そして、中身ですけれども、算数積み木とか時計とか、数え棒、おはじき、計算カードはちょっと抜けるんですけど、あと色板とか、そういったものが入っております。数字カードとかが入ってます。

○委員長（西村和子君） 計算カードは幾らか。

○学校教育課長（高木美智子君） 計算カードが270円ですね。

○委員長（西村和子君） 以上ですか。

○学校教育課長（高木美智子君） はい、以上です。

○委員長（西村和子君） いいですか。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

次に進みます。

所管事務調査、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について御説明をお願いいたします。

高木課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、常任委員会資料の4ページを御覧ください。

初めに、本件に係る文科省通知の概要でございますが、令和6年1月22日付、文部科学省初等中等教育局の通知により、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について通達がっております。

内容については、児童生徒の健康診断を実施するに当たり、正確な検査、診察を実施するとともに、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した対応を行うこととされており、具体的には、①検査、診察における実施体制上の配慮、②検査、診察時の服装についての配慮、③その他の個別の事情等への配慮、④関係者間の連携、児童生徒や保護者の理解への対応について、適切な対応を求めているものです。

次に、筑紫野市の状況についてでございます。

児童生徒の健康診断の実施に当たっては、従前より、日本学校保健会が示す児童生徒等の健康診断マニュアルにのっとり、脱衣を伴う検査における留意点を示すなど、児童生徒のプライバシーや個別の事情等に配慮した実施を行うよう学校への周知・徹底を図っているところです。

また、令和4年度以降は筑紫医師会とも協力し、原則として着衣での健康診断を実施することとし、正確な診断のために脱衣が必要な場合は、必要な配慮を行うよう、筑紫医師会より各学校医の先生方への周知・徹底の協力もお願いしております。

現在、学校健診の実施に関して特段の苦情やトラブル等の報告はいただいていない状況であり、引き続き児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断の適切な実施に取り組んでいきたいと考えます。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。質疑のある方はいらっしゃいません

か。ありませんか。

じゃあ、すいません、一つ聞きたいんだけど、着衣というのは半袖のTシャツみたいな感じなんですか。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 着衣というのはですね……。ちょっとお待ちください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 着衣というのは、体操服や下着等を着ていたり、また、タオル等で体を覆ったりとか、そういったような状態です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

しばらく休憩いたします。3時10分から再開いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

○委員長（西村和子君） 時間になりましたので、会議を再開いたします。

所管事務報告、令和5年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告についてに入ります。

生涯学習課から職員が来ていらっしゃいますので、部長から御紹介いただいた後、報告をお願いいたします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が生涯学習課に変わりましたので、職員が自己紹介いたします。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 生涯学習課長の檜木と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 生涯学習課係長の野美山と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

それでは、檜木課長、お願いいたします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） それでは、令和５年度筑紫野市事務事業外部評価委員会
答申結果及び検討方針の報告について御報告させていただきます。

資料のほうの１枚目を御覧ください。

事務事業名につきましては、子ども会リーダースクール事業です。所管課等名は、生涯
学習課となります。

子ども会リーダースクール事業といいますのは、市内の小学４年生と５年生、次年度の
子ども会の役員対象者に対しまして、子ども会のリーダーの基礎知識の学習や企画立案力
を養成するための内容の座学やグループワークなどを行う事業でございまして、それによ
って子ども会が円滑に運営されるようにするというのが目的でございます。

評価結果につきましては、見直しまたは廃止となっております。

改善要望事項等につきましては、改善項目①としまして、今後の子ども会の在り方につ
いてとなっております。

概要につきましては、各コミュニティ組織との関連性も踏まえ、調査研究を行い、今後
の子ども会の在り方について検討するよう提言しますとされております。

改善項目の②は、事業の方向性についてでございます。

本事業が子ども会に与える影響について精査し、子ども会の運営実態と本事業の目指す
姿に乖離があれば、廃止を含めて本事業の見直しを行い、子ども会を支援するほかの手法
を検討するよう提言するというものでございます。

１枚めくりまして、検討方針についてでございます。

検討方針の（１）としまして、今後の子ども会の在り方についての検討としております。

子どもが主体となって企画運営する自治組織という子ども会の特性や、各コミュニティ
組織との関連性も踏まえつつ、筑紫野市子ども会育成会連絡協議会とも協議しながら、今
後の子ども会の在り方について検討いたします。

（２）本事業の総合的な見直しでございます。

子どもが主体となる子ども会活動を目指す姿として取り組んでいますが、まずは本事業
が子ども会に与える影響について精査いたします。その上で、子ども会の運営実態と本事
業の目指す姿に乖離があれば、他自治体の事例等を調査研究し、廃止を含めて本事業の見
直しを検討し、子ども会を支援するほかの手法についても併せて検討しますという検討方
針とさせていただいております。

以上、報告を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

なかったら、私のほうからよろしいでしょうか。

今現在、どれぐらいの割合で子ども会そのものが存続しているんですか。行政区に一つと仮にしたとしたら幾つぐらいあるのかなと思って。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 令和4年度の数字になりますが、市から補助金を受けている団体数は49団体となっております。これは、令和4年度はコロナの影響もありまして、活動があまりできてないというところもありまして、少し少ない49団体というところとなっております。

○委員長（西村和子君） 一番多いときは幾つだったんですか。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 令和2年だと50団体あったんですけども、4年は49団体となっております。

○委員長（西村和子君） いやいや、減っているっていうふうに聞くので、何というか、自治会が吸収しているとかというところも聞くじゃないですか、子ども会が存続が不可能になって。その状況を知りたかったんですけど。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 全体を通じて、子ども会への加入数だったり、筑紫野市子ども会育成会連絡協議会への参加団体というのは、減っている状況というのがございます。やはり子ども会加入者数も、いろんな役員の負担が結局親にかかってくるのと、あと高学年になると子ども会活動以外にも、塾に行ったりとかスポーツをしたりというようなこととか、習い事に行ったりするので忙しくなって子ども会からちょっと離れてしまうというようなこともあって、実際の参加人数は減少傾向であるというところは認識しております。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑のある方はいらっしゃいませんか。

原口委員。

○委員（原口政信君） 市子連もそうなんですけど、子ども会事業は、ほら、今コミュニティでも同じような子どもを中心とした事業の取組がありよるし、それと独自に地域の中で、うちでいうと夜須高原とか通学合宿とか、それぞれ地域の中で子どもを中心としての事業が増えてきよるけん、この辺との連携を市子連やはもう持っていないかんちゃんいかなという気がして。独自に市子ども連合会の協議会のほうが独自に何かこれをやろう

とするとときに、やっぱりどうしても保護者のほうが、社会体育も含めて、いろんなことが忙しくなってきたけんね。

子ども会は、その前まではやっぱり活発に動いとしたし、今はコミュニティが7コミュニティできて、コミュニティの中に部会もできとるし、部会の中での活動も地域の中でやってきとるから、その辺の連携をやっぱりしていけないかなのかな。いたずらに保護者に多忙感だけが先走ってしまって、ちょっと厳しくなってきたのかなという気がしているんですけど、その辺どうですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 検討方針の（1）にも書いておりますけれども、各コミュニティ組織との関連性も踏まえて、やはり今、原口委員がおっしゃられたとおり、各コミュニティの子ども部会だったり、そういった活動も活発化しておりますので、そこがダブったりしないようにするのも当然なんですけど、より一層子どもたちのための活動になるような、そういったことについて協議を行いながら、今後の子ども会の在り方も含めて検討していく必要があるというふうに考えております。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございます。

○生涯学習課長（檜木理恵君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） お疲れさまです。それでは、所管課が入れ替わりますので、しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 3 時18分

再開 午後 3 時18分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（西村和子君） それでは、令和5年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告について、また入ります。

部長より担当職員の紹介をお願いいたします。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が文化・スポーツ振興課に変わりましたので、職員が自己紹介いたします。よろしくお願いいたします。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 文化・スポーツ振興課長の松木でございます。よろしくお願いいたします。

○スポーツ振興担当係長（萩尾浩三君） スポーツ振興担当の萩尾といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○文化振興・図書館担当係長（前田大輔君） 文化振興図書館担当の前田といいます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願いします。

では、報告をお願いいたします。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） それでは、令和5年度筑紫野市事務事業外部評価委員会におきまして、文化・スポーツ振興課の4事業が対象となりましたので、委員会答申及び検討方針について御報告いたします。

資料は、1ページをお開きください。

初めに、ナンバー6、全国大会出場補助事業について御報告いたします。

この事業は、スポーツの全国大会に出場する市民及び団体を支援する目的で、筑紫野市体育奨励助成金を交付するものでございます。

助成額は、1人当たり2万円、1団体当たり上限20万円としております。なお、この事業は筑紫野市体育奨励基金及び一般財源を財源として行っております。

評価結果としては見直しとなりました。

改善要望事項といたしまして、次の3点が上げられております。

1点目は、事務事業評価表の修正についてです。事務事業評価表の対象を「全国大会に出場する市民や団体等」に、意図を「全国大会出場する市民や団体の負担を軽減し、競技に専念する」に、成果指標については「全国大会出場の際に補助を活用した個人や団体数」に修正することとの提言がございました。

2点目は、補助金支給要件の見直しについてです。レク大会を除外するなど支給対象大会の限定、同一対象者の年度内支給回数の上限設定、現在一律となっている支給額、国や県の補助の重複への対応について、支給要件の見直しを検討するよう提言がありました。

3点目は、新たな財源確保についてです。一般財源での事業を継続するため、ふるさと納税等の活用等、新たな財源確保の検討が提言されました。

これに対します検討方針については、2ページを御覧ください。

1点目の事務事業評価表の修正につきましては、（1）及び（2）のとおり、事務事業

評価表の対象、意図及び、成果指標の修正を検討いたします。

2点目の補助金支給要件の見直しにつきましては、（３）のとおり、近隣自治体を参考にしながら、支給要件の見直しを検討してまいりたいと考えております。

3点目の新たな財源確保につきましては、（４）のとおり、ふるさと納税の活用等、新たな財源確保策について調査研究を行ってまいりたいと思います。

全国大会出場補助事業については以上でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

ナンバー7、小中学校開放体育施設運営事業について御報告いたします。

この事業は、学校教育活動に支障のない範囲で小中学校体育施設を開放し、地域住民のスポーツ活動等の機会を提供することで健康増進や交流を図っていただくことを目的に実施しております。

評価結果としては見直しとなりました。

改善要望事項として、次の3点が上げられております。

1点目は、施設使用料の導入と施設修繕についてです。施設使用料の徴収について検討し、子どもの安全や市内スポーツ施設の満足度向上のために、使用料を原資として施設の改修や修繕を促進するよう提言がありました。

2点目は、施設利用に関わるルールの制定についてです。団体の重複利用や市外団体の利用を抑制、部活動の地域移行を見据え、施設利用に関わる方針やルールを設定するよう提言がありました。

3点目は、施設利用日誌のオンライン化についてです。施設の利用日誌につきましては、現在もオンラインによる報告を行っておりますが、一層の利用促進を図るよう提言がございました。

これに対します検討方針につきましては、4ページをお開きください。

1点目の施設使用料の導入と施設の修繕につきましては、（１）及び（２）のとおり、施設使用料の徴収について検討を行い、施設使用料を原資とする場合、学校体育施設の改修や修繕の促進に努めることを検討したいと思っております。

施設利用に関わるルールの設定につきましては、（３）のとおり、利用実態を把握し、不正利用等を抑制する運営ルールの設定を検討したいと考えております。

3点目の施設利用日誌のオンライン化につきましては、（４）のとおり、今後もオンライン化による施設利用の報告を促すこととし、利用団体の周知を図ってまいりたいと考え

ております。

小中学校を開放体育施設運営事業については以上でございます。

続きまして、資料の5ページをお開きください。

ナンバー8、人形劇のあるまち推進事業について御報告いたします。

この事業は、平成15年のプレ国民文化祭を契機に開始した事業で、子どもたちが人形劇に触れ親しむ機会をつくるため、子どもに関する団体や劇団を中心に構成された実行委員会に対し補助を行い、実行委員会がちくしの人形劇まつりを開催しております。

評価結果につきましては見直しです。

改善要望事項等につきましては6点が上げられております。

1点目は、人形劇まつりの会場選定についてです。生涯学習センターや市民図書館など、公演の一部を文化会館以外の会場で開催するよう検討を行うように提言がございました。

2点目は、人形劇まつりの開催方式についてです。各コミュニティセンターで実施している文化祭などで人形劇を実施するなど、より多くの市民が人形劇に触れることができる方式について検討を行うよう提言がございました。

3点目は、後継者の育成についてです。人形劇コミュニティサークル等での実施、高校や大学の演劇部の学生との連携、体験イベントの実施など、新たな取組について検討するよう提言がございました。

続きまして、6ページをお開きください。

4点目は、ボランティアの確保についてです。学生ボランティア募集用のパンフレットやポスターを作成し、学校に配布すること。また、学生ボランティアの参加を促進するため、ボランティア認定証の作成等について検討するよう提言がありました。

5点目は、広域開催の検討についてです。演者や会場スタッフの確保も含め、近隣自治体と連携した人形劇まつりの開催について検討するよう提言がございました。

6点目は、人形劇まつりの動画配信の検討についてです。人形劇まつりの様子を撮影した動画を作成し、ユーチューブ等の動画配信サイトでの活用を検討するよう提言がございました。

これに対します検討方針につきましては、7ページを御覧ください。

1点目の人形劇まつりの会場選定につきましては、(1)のとおり、今後の実行委員会にて提案、検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の人形劇まつりの開催方式につきましても、(2)のとおり、実行委員会

にて提案、検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目の後継者の育成につきましては、（3）のとおり、実行委員会や各団体と協議し、体験イベントや講座等の開催を検討するとともに、取組の際はボランティア団体や地域コミュニティ、大学等との連携を併せて検討してまいりたいと考えております。

4点目のボランティアの確保につきましては、（4）のとおり、実行委員会と協議しながら、ボランティア募集用のポスター等の作成及び配布について検討してまいりたいと考えております。また、ボランティア認定証につきましては、令和5年度から実行委員会名で認定証を発行いたしました。

5点目の広域開催の検討につきましては、（5）のとおり、実行委員会にて提案、検討を行ってまいりたいと考えております。

6点目の人形劇まつりの動画配信の検討につきましては、（6）のとおり、令和5年度に人形劇まつりの様子を撮影した動画作成を行いましたので、ユーチューブ筑紫野市公式チャンネル「つくしちゃんねる」にて配信を行っております。次年度以降も継続してまいりたいと考えております。

人形劇のあるまち推進事業は以上でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

ナンバー9、図書・視聴覚資料購入事業について御報告いたします。

この事業では、図書館の利用者に常に新しい情報を提供するための図書・視聴覚資料の購入及び収集・保存等を実施しております。

評価結果は見直しとなりました。

改善要望事項として7点が上げられております。

1点目は、誰もが利用しやすい図書館の運営方法についてです。学校や公民館などで図書資料の貸出しや返却を可能にするなどの取組について検討するよう提言がありました。

2点目は、図書資料の積極活用についてです。各幼稚園等に、司書のお勧めの絵本や書籍などを紹介するような機会を設けるなど、図書館の広域利用を広く、市民に周知する方策について検討するよう提言がございました。

3点目は、除籍する図書資料の活用についてです。無償譲渡後の図書資料の取扱いについて周知をし、除籍資料の有効活用に取り組むよう提言がありました。

続きまして、9ページを御覧ください。

4点目は、電子図書館運用の方向性についてです。電子図書館については、読書バリア

フリーの推進に寄与する一方、書籍を際限なく購入することで費用がかさみ、サービスの維持が困難になるため、他自治体の取組を調査・研究し、電子図書館の方向性を検討するよう提言がございました。

5点目は、新たな成果指標の設定についてです。電子書籍の費用対効果等を評価できるよう、本事業の成果指標に電子書籍の貸出冊数を設定するよう提言がございました。

6点目は、電子図書館の利用促進についてです。電子図書館の利用促進のため、周知方法やホームページのレイアウトの工夫、また、紙の図書資料と電子図書資料の予約状況を一括で検索できる機能の追加について検討するよう提言がございました。

7点目は、指定管理者制度についてです。指定管理者と業務委託のメリット、デメリットについて調査研究を進めるよう提言がございました。

これに対します検討方針については、10ページを御覧ください。

1点目の誰もが利用しやすい図書館の運用方法については、（１）のとおり、近隣自治体の取組内容について調査・研究を行いたいと考えております。

2点目の図書資料の積極活用につきましては、（２）及び（３）のとおり、現在、各年齢に合わせて選書した絵本や書籍などを紹介する。「ちくしっこ通信」を作成し、各公立保育所、各小中学校に配布し、図書資料の団体貸出しも行っておりますので、今後も取組を進めてまいりたいと考えております。

また、3点目の図書館の広域利用制度の周知につきましては、窓口での周知に加え、令和6年度に予定をしております図書館ホームページのリニューアルに併せ、広く周知ができるレイアウトへの変更を検討したいと考えております。

次に、4点目の除籍する図書資料の活用につきましては、（４）のとおり、除籍資料の売却は禁止しておりますので、現在、無償譲渡後の本の取扱いについて、転売を禁止する周知を実施しております。

5点目の電子図書館運用の方向性につきましては、（５）のとおり、他自治体の調査・研究を行い、今後の運営方針について検討したいと考えております。

6点目の新たな成果指標の設定につきましては、（６）のとおり、電子書籍の貸出冊数の追加を検討いたします。

電子図書館の利用促進につきましては、（７）及び、次の11ページの（８）のとおり、図書館のホームページのリニューアルに併せ、レイアウトの変更、機能の追加を検討したいと考えております。

9 番目、最後に、指定管理者制度につきましては、（9）のとおり、引き続き指定管理者と業務委託のメリット、デメリットについて調査研究を行いたいと考えております。

報告については以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。順番に行ったほうがいいですね。

そしたら、まず、ナンバー 5。全国大会出場補助事業について、質疑のある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） じゃあ、ナンバー 7、小中学校開放体育施設運営事業について、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

私から一ついいですか。

七、八年前に 1 回何か利用団体に有料化について調査したことがあったと思うんですけど、そのときは反対が多かったということで、今回改めてということになるのでしょうか。

課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） その七、八年前のアンケートというのは、やはりデータもかなり古くなっておりますが、今回は外部評価委員からの見直しの検討ということで、筑紫地区の中で、筑紫野市が小中学校の体育施設については有料化をしておりますので、近隣との比較をして、やはりほかの公共サービスとの整合性を図る意味で有料化を検討してはどうかという提言をいただいております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なかったら、次です。

ナンバー 8、人形劇のあるまち推進事業について、質疑はありませんか。

どうぞ、副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） ちょっとこれ確認なんですけど、今までは生涯学習センターを使われてあったんですかね。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） 文化会館で行っております。

○副委員長（坂口勝彦君） 公演の一部を文化会館以外で開催する、ということは、文化会館で今までやってあった。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） はい。

○副委員長（坂口勝彦君） ああ、すいません。それで、人数的なものが、文化会館は大きいじゃないですか。今度そこを使わなくなるでしょう。文化会館の今まで人数が多いところでやってあったと思うんですけど、これをコミュニティセンターとかでやっていくということで、人数的な部分という対応はやっぱり少なくなったら回数を増やすとかという取組をやっていくんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） まだこれ実行委員会にもお諮りをしてない段階ですので、今の時点ということでお答えいたしますけれども、今、文化会館では、人形劇まつりの当日は貸切りで、全ての会場を人形劇まつりのために使っております。その中で、貸切りにすることで、会場の飾りつけでありますとか、スタッフの誘導もある程度統一して対応ができるというメリットがございます。

一方で、会場を変えて、生涯学習センターやコミュニティセンターで行うということになりますと、これまで培ってきましたノウハウを一度改めることにはなりますので、このあたりは、人数どのぐらい必要かとか、あと、公演ができる会場につきましても、実行委員会でやはりよく検討する必要があると、今の時点では考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○副委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、次に行きます。

ナンバー9、図書・視聴覚資料購入事業について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

○文化・スポーツ振興課長（松木 勉君） ありがとうございました。

○委員長（西村和子君） それでは、職員入替えのためにしばらく休憩にします。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時41分

○委員長（西村和子君） それでは、所管事務調査、共同調理場の施設整備についてに入ります。

長澤部長より職員の紹介をいただいて、説明をお願いいたします。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管が学校給食課に変わりましたので、職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校給食課長（吉開和子君） 学校給食課長の吉開です。どうぞよろしくお願いいたします。

○共同調理場担当係長（田中宏一郎君） 学校給食課共同調理場担当係長の田中です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしく申し上げます。

では、課長、申し上げます。

○学校給食課長（吉開和子君） 共同調理場の施設整備について、所管事務調査の御依頼がございましたので報告いたします。

お手元に資料を配付させていただいておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

表に記載しておりますとおり、上段は令和5年度以前、既に終了している大規模な工事、中段は令和6年度予算に計上させていただいている設計及び工事予定、下段は令和7年度以降に予定している工事に分けて記載をしております。

初めに、上段の令和5年度以前に実施済みの工事を御説明いたします。

共同調理場は昭和56年7月に建設されておりますが、平成26年度に大規模改修工事を行い、建物の耐震補強工事、調理室内の大規模改修工事、概要は床のドライ化、調理工程ごとに区域を分ける工事など、また、調理室内の空調設備設置工事を実施しております。

今年度は、揚げ物室横に、揚げ物・焼き物機専用の洗浄室がございますが、この洗浄室に空調設備を設置したところでございます。

また、敷地内の別棟にありますボイラー棟は、建設当時のままでありましたが、今年度、ボイラー棟の屋根改修工事等を行いました。

次に、中段に記載しております令和6年度予定の設計及び工事ではありますが、当初予算に計上させていただいており、今回の予算審査常任委員会で御審議いただくこととなって

おります。

内容は、共同調理場本体の屋根・外壁工事設計業務委託及び工事でございますが、令和6年度と7年度の2回に分け、まず令和6年度は1工区の工事を予定しております。これまで屋根・外壁の不具合につきましては修繕等で対応して維持してまいりましたが、築42年が経過し老朽化が進んでおり、長寿命化を図るために工事を予定しております。

また、非常階段修繕工事設計業務委託及び工事でございますが、こちらも老朽化により表面の塗装が剥げ落ち、さびて欠損箇所がありますので、長寿命化を図るために修繕予定でございます。

次に、調理場1階トイレ改修工事設計業務委託及び工事でございますが、調理員専用トイレにつきましては、衛生管理の観点から、今回の工事予定箇所とは別に、1階と2階に洋式トイレを設置しており、既に改修済みでございます。

令和6年度に工事を予定しているトイレは、事務室の職員や来客が使用するものでございますが、建築当時からそのままで、男性は小便器と和式トイレ、女性用は和式トイレのみでございますので、バリアフリーや衛生面、利便性の観点から洋式トイレに改修予定でございます。

次に、洗浄室・コンテナ室は空調設備が未設置のため、空調設備工事に係る設計業務委託を予定しております。

7月下旬から8月にかけては、給食の提供はございませんが、近年の温暖化の影響で6月や9月も猛暑となり、気温が高い状況にありますので、空調設備設置に向けて、令和6年度に設計業務委託を計画、予定しているものでございます。

続きまして、下段に記載の令和7年度以降の計画でございますが、屋根・外壁改修工事2工区及び洗浄室・コンテナ室空調設備設置工事計画、予定しております。

大規模な工事等につきましては、給食の提供に影響が出ないように夏休み等の学校の長期休業期間中の実施となるため、今後も計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、施設内の室内温度の計測についてでございますが、学校給食法第9条に規定する学校給食衛生管理基準に基づき、毎日、調理室及び食品保管室の温度及び湿度を記録しており、適切な温度となっております。

○委員長（西村和子君） すいません、それ資料ありますか。

○学校給食課長（吉開和子君） すいません、要求事項に項目が。

○委員長（西村和子君） いやいや、資料。

○学校給食課長（吉開和子君） すいません、こちらのほうは資料ございませんので、読み上げさせていただきます。申し訳ありません。

質問がありましたので御説明いたします。

施設内の室内温度の計測についてでございますが、学校給食法第9条に規定する学校給食衛生管理基準に基づき、毎日、調理室及び食品保管室の温度及び湿度を記録しており、適切な温度となっております。

空調設備が未設置の洗浄室及びコンテナ室は、夏場はシャッターや窓を開け、スポットクーラー4台の配置及び保冷剤を入れたベストの着用、適宜休憩を入れ、小まめに水分を補給するなど対応しておりますが、夏場の室温が高い状況にありますので、令和6年度に設計業務委託、令和7年度以降に設置工事の予定でございます。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいますか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 御説明ありがとうございます。こちらの所管事務調査は私のほうから出させていただいたんですけども、今、御説明あった中に、洗浄室とコンテナ室の中が物すごく暑くなっているということでお話を伺ってしまして、令和7年度に設備設置をされるということですので、それまでもスポットクーラーとかいろんな対策を取られているということですが、職員さんの健康管理とか温度管理、引き続きしっかりしていただきたいと業務に当たっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お尋ねいたします。改修工事、例えば耐震補強工事とか大規模改修工事を行うときに、国、県から交付金、補助金があるのでしょうか。言い換えれば単費。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校給食課長（吉開和子君） こちらについては単費となっております。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

それでは、職員入替えのために、しばらく休憩いたします。

————— ・ —————
休憩 午後 3 時50分

再開 午後 3 時51分
————— ・ —————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き、所管事務報告、二日市小学校の校舎等整備についてに進みます。

長澤部長より職員の御紹介をお願いした上で説明をお願いいたします。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が教育政策課に変わりましたので、出席の職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育政策課長（轟 治峰君） 失礼します。お疲れさまです。教育政策課長の轟と申します。どうぞよろしくお願いします。

○庶務担当係長（山内徳章君） 教育政策課庶務担当係長の山内です。よろしくお願いします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

ごめんなさい、課長、お願いします。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、二日市小学校の校舎等整備について御説明申し上げます。

まず初めに、1、二日市小学校の校舎等に係る現状と課題についてでございます。大きくは次の2点と捉えております。

1、教室数不足ということで、二日市小学校におきましては、校区内でマンションなどの住居系建物が多く建設されたため、児童全体の数が年々増加し、併せて特別支援学級に在籍する児童数も増加しております。また、35人学級制への移行も影響しており、現在は余裕教室がない状況であり、今後も学級数が増加することが予測され、令和12年度には学級数のピークを迎え、今と比べて8学級分の教室が不足することが懸念されております。

2、教室棟1の老朽化についてでございます。

まず、航空写真の説明を行います。右上に方位記号を入れておりますように、写真の左手が北を示します。写真図の下には、県道筑紫野インター線が通っており、右上にカーブした道路がございますが、こちらはJ R 二日市駅の西口へと通じる都市計画道路となっております。

中央に広く見えるのが運動場で、右手にはプールが確認できると思います。敷地内には4棟の建築物があり、教室棟1、管理教室棟、屋内運動場棟、教室棟2が配置されています。このうち教室棟1につきましては、昭和36年に建築され築62年経過する校舎であるため老朽化が進んでおり、平成10年度に大規模改修工事を実施しているものの、コンクリートの劣化が見られ、令和5年度に実施した耐力度調査の結果、文部科学省の基準点以下となり構造上危険な状態にある建物と判定されました。

次に、校舎の整備方針につきましては、次の2点としています。1、学級数の増加及び教室棟1の老朽化に対応するため、教室棟1の増改築を行います。2、児童数の増加に伴い、放課後児童クラブの入所希望人数が増加し、保育室の不足が見込まれることから、校舎の増改築と併せて複合化を図りますと位置づけしております。

次に、新校舎の必要教室数についてですが、前提として、令和12年度の推計ピーク時39学級を受け入れるためには、既存校舎である教室棟2に15教室が残りますので、それを差し引いた24教室が必要になります。これにより、新校舎には、普通学級教室の16、特別支援学級教室を8で24教室以上を確保し、そのほかに多目的室、相談室、少人数教室、教材室、放課後児童クラブ室等を整備したいと考えております。

附帯工事につきましては、御覧のとおりでございます。

次に、校舎の配置計画案につきましては、右側の図面のとおりでございますが、校舎の配置バランス、防犯面、安全面等を考慮し、現校舎と同一か所に配置したいと考えております。

次に、5、概算事業費についてですが、校舎増改築工事設計監理業務委託工事として31億869万2,000円、仮設校舎リースとして3億4,001万8,000円、計が34億4,871万円を見込んでおります。

次に、スケジュール案についてですが、令和6年度が基本設計、令和7年度が実施設計と仮設校舎建設、令和8年度が仮設校舎供用開始、既設校舎解体、新校舎建設工事、令和9年度が新校舎建設工事及び附帯工事、令和10年度、新校舎供用開始の予定となっております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。このプレハブ校舎のリースってあるんですけど、このプレハブ校舎というのは、この間ちょっと見学させてもらった筑紫小学校みたいな、あんなイメージでよろしいのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 轟課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） こちらのプレハブ校舎につきましては、校舎供用開始ができれば解体をして撤去を行いますので、筑紫小学校みたいな立派なものではございません。どちらかというと、プレハブで工事現場にあるような、よりもまだいいんですけどですね。申し訳ない、ああいうイメージの、エアコンとかも完備しているプレハブ校舎、仮設のプレハブ校舎となります。

○副委員長（坂口勝彦君） エアコンはついているんですね。

○教育政策課長（轟 治峰君） エアコンはつきます。

○副委員長（坂口勝彦君） ちょっとそこだけ心配をしています。

○教育政策課長（轟 治峰君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） すいません、そのプレハブですけど、これ、上の図のどこに当たるんですか。

○教育政策課長（轟 治峰君） プレハブの位置についてですね。

○委員長（西村和子君） はい。

○教育政策課長（轟 治峰君） 4 番の図を御覧ください。

赤点で示されている範囲の中にプレハブ校舎を収めたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（西村和子君） なら、グラウンドはその間、全然使えない。

○教育政策課長（轟 治峰君） そうです。カラー刷りの色がついてところの校舎を建てるために工事ヤードというのを取らないといけないので、校舎の一番右側の線から、ちょっと工事ヤードを取ります。離れたところからプレハブを建てるんですけど、できるだけ運動場をいじめないようには考えております。そして、この一番プールに近い右側の空いているところでございますが、こちらは空きますので、体育の授業等はできるのではないかとということで、学校のほうと協議というか、調整はさせていただいているところでございます。

ただし運動会……。

○委員長（西村和子君） 運動会はできない。

○教育政策課長（轟 治峰君） はい、そうですね、御心配されていますように、運動会とかにつきましては、ほかの場所でするようになるか、そういったところの工夫が必要になるかと思っております。

○委員長（西村和子君） 大きいね。3年間ぐらい。

○教育政策課長（轟 治峰君） それから、追加で御説明申し上げますけれど、以前、体育館とかを二日市小学校で壊したときの工事の際には上古賀グラウンドを運動会で使われたというふうに。移動がちょっと大変になりますけれど、そういった工夫もされておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、以上で質疑を打ち切ります。

続きまして、最後の所管事務報告、二日市東小学校の校舎等整備についてに移ります。

課長、お願いします。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、二日市東小学校の校舎等整備について御説明申し上げます。

初めに、1、二日市東小学校の校舎等に係る現状と課題についてですが、大きくは次の2点と捉えております。

1、教室数不足ということで、二日市東小学校においては、校区内でマンションなどの住居系建築物が多く建設されたため、児童全体の数が年々増加し、併せて特別支援学級に在籍する児童数も増加しています。また、35人学級制への移行も影響して、現在は余裕教室がない状態であり、今後も教室数が増加することが予測され、令和14年度に学級数のピークを迎え、今よりも7学級分の教室が不足することが懸念されます。

2、管理教室棟及び教室棟1の老朽化についてでございます。

まず、航空写真の説明を行います。左上角に方位記号を入れておりますように、写真図の、これも左手が北を示します。写真図の上のほうには西鉄の線路が走っておりまして、左側には織り物屋さんの工場の白い屋根が見えます。その反対側右側には東新町の公民館駐車場がございます。

中央に広く見えるのがグラウンドでございまして、その右側にはプールが確認できると思います。敷地内には四つの大きな建築物がございまして、左側から管理教室棟、教室棟

1、屋内運動場棟、教室棟2となっております。このうち管理教室棟及び教室棟1は、建築後40年以上が経過して老朽化が進んでいるため、大規模な改修工事を含む長寿命化改修工事が必要な状態となっております。

次に、2、校舎の整備方針につきましては、次の2点としております。1、学級数の増加、管理教室棟・教室棟1の老朽化に対応するため、校舎の増築、これと併せて長寿命化改修工事を行います。2、手狭になっている職員室、保健室などの管理教室については拡張工事を行いますと位置づけをしております。

次に、3、増築校舎の必要教室数についてですが、前提として、令和14年度の推計ピーク時には52学級を受け入れる必要があり、狭隘教室の解消も含め、今の学校の現状も考慮する形で普通教室を8、特別支援教室8、計16教室を確保しつつ、多目的室、通級指導教室、児童更衣室、相談室、教材室を整備したいと考えております。

附帯工事につきましては、御覧のとおりでございます。

次に、4、増築校舎の配置計画案についてですが、こちらも図面のとおりでございます。校舎の配置バランス、防犯面、安全面等を考慮し、校舎と同一か所に配置しますということで、管理教室棟の横に、20メートルほど延長するイメージで配置するものでございます。増築するものでございます。

次に、5、概算事業費についてですが、二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改修工事設計監理業務委託工事としまして、事業費の合計が33億4,069万9,000円を見込んでおります。

次に、6、スケジュール案についてですが、令和6年度基本設計、令和7年度実施設計、増築校舎建設、令和8年度増築校舎建設、管理教室棟・職員室棟増築工事、令和9年度増築校舎供用開始、管理教室棟長寿命化改修工事、令和10年度教室棟1長寿命化改修工事を予定しております。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。説明をいただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

すいません、私からいいでしょうか。

ちょっと忘れてたんですけど、施政方針のところで、2050、何て書いてあったかちょっと具体的に覚えてないんですけど、環境問題に配慮したということがうたってあったような気がしたんですけど、そのところはどうなっているのかということと、あと、東小学校

については仮のプレハブは使わなくていいということだと思うんですけど、筑紫小学校ではプレハブで対応したじゃないですか、8教室か何か。今回は建て直すというか、増築、改築。どうして前はプレハブだったのに今回はプレハブじゃないかということについてお尋ねいたします。

課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） まず、校舎の省エネ関係でございますけれど、環境に配慮した校舎を検討しておりまして、再生可能エネルギーの導入でございますとか、高断熱性の確保、高効率機器の導入、そういったものを導入して、環境に配慮したものを造り上げていきたいというふうに考えております。

○委員長（西村和子君） それは具体的にどこら辺に入る。

○教育政策課長（轟 治峰君） 校舎の外壁でございますとか、そういったものでございますし、サッシもですね……。

○委員長（西村和子君） ということが含まれているということですね。

○教育政策課長（轟 治峰君） はい、熱を通さないようなもので造ってきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、プレハブの件でございますが、筑紫小学校は敷地が狭かったんですね。で、将来撤去できるようにということでプレハブ校舎が選定されたというふうに聞いております。今回の二日市東小学校につきましては一応建設する場所がございます、管理教室棟の横にですね。そこに建設するに当たっては、2階建てでは教室数が足りないことが分かりました。上に伸ばさないといけなくなりまして、プレハブ工法によりまして2階建て、もしくは特殊な場合で3階建てが限度ということでございまして、二日市東小学校にはプレハブ校舎が合わなかったということでございますので、プレハブ以外の建築物で整備していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、35人学級制への移行も考えられてというところだと思うんですけども、政府の方向性としては30人学級とか言われている部分もあると思います。万が一そういうふうになったときは、さらに学級数とかが増加してくると思うんですけども、そこら辺のところまではまだ今回は検討されて。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 現在35人学級制が4年生まで進んでおります。小学4年生までですね。あと2年たちますと完全35人学級制という形になります。その数を見越して学級数は計算しておるところでございます。

今、委員おっしゃられますように、30人学級についてまでは含んでおりませんが、例えば想定以上に児童が増えた場合に対応できるように、例えば多目的室を背割りして普通教室で使えるような、そういうような造りになるように今後検討していこうと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかに。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 33億4,000万円の財源内訳。国、県、地方債、一般財源、分かる範囲で結構でございますのでお願いいたします。（「委員長、予算に当たるかなと思います」と呼ぶ者あり）予算。分かった、やめます。

○委員長（西村和子君） それは予算のところをお願いしましょう。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございます。お疲れさまでした。

休憩に入ります。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後4時12分
再開 午後4時14分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の議事は終了いたしました。これもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。皆様、御協力ありがとうございました。

————— ・ ————— ・ —————
閉会 午後4時15分